

調布市保育総合計画

平成24(2012)年度～平成30(2018)年度



平成24年6月
調布市

はじめに

国が平成22年6月に発表した「新成長戦略」においては、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することが、女性が働き続けることを可能にするのみならず、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになるとされ、幼保一体化の推進のほか、利用者本位の保育制度実現に向けた抜本的な改革や、保育の多様化と量的拡大を図ることとしています。

また、核家族化や保護者の就労状況の変化に伴い、子どもを育てる環境は多様化しています。かつて、子育ては家族や親戚、地域とのつながりのなかで行われてきましたが、近年、血縁・地縁が薄れつつある中、子育てについての悩みや負担感を抱える保護者が増加しています。こうしたことから、地域や保育施設、行政等が連携して、子どもと子育て家庭とを支えていくことがますます求められています。

市ではこの度、子育てしやすいまちづくりを一層進めていくため、今後の保育行政の指針となる「調布市保育総合計画」を策定しました。本計画では、4つのサポートとして、「待機児童対策の推進」、「多様な保育サービスの提供」、「保育の質の維持・向上」、「ネットワーク保育システム『C-SO（シーソー）』の構築とそれに向けた運営主体の見直し」を掲げ、保育を取り巻く環境を向上させるための具体的な取組みを進めることといたしました。

本計画の策定に際しては、学識経験者をはじめ、子育て支援関連団体の方々や公募市民の皆様を委員とする調布市保育計画策定検討委員会を設置し、専門的な見地から御議論いただくとともに、パブリック・コメントを実施して広く市民の方々から様々な御意見を頂戴しました。御協力いただいた関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

今後、調布市のすべての子どもたちのために、本計画の理念に基づき、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向けて各施策を展開してまいります。

平成24年6月

調布市長

長友 貴樹



《 目 次 》

第1章	策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	策定の背景	2
(1)	国の動向	2
(2)	東京都の動向	4
3	計画策定にあたっての基本的な考え方	5
4	計画の位置付け	6
5	計画期間	6
6	計画の策定体制	7
第2章	調布市の現状	9
1	調布市の人口と世帯	9
2	女性の就業率等	12
3	調布市の保育サービス	14
(1)	調布市の保育施設	14
(2)	認可保育園の保育サービス	18
(3)	保育サービスに対するニーズ	22
(4)	保育サービスの提供体制	25
第3章	保育サービス推進の方向性	27
1	基本理念	27
2	基本理念の実現に向けた取組	27
3	4つのサポートとは	29
第4章	計画の推進に向けて	45
1	計画期間中の推計事業量	45
2	計画の推進体制	47
資料編		49
(1)	4つのサポートの全体像	49
(2)	調布市子ども条例（平成17年調布市条例第2号）	50
(3)	調布市保育計画策定検討委員会の開催状況	54
(4)	調布市保育計画策定検討委員会要領	55
(5)	用語集	57

※本文中、脚注がついている用語は、資料編「用語集」をご参照ください。



第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

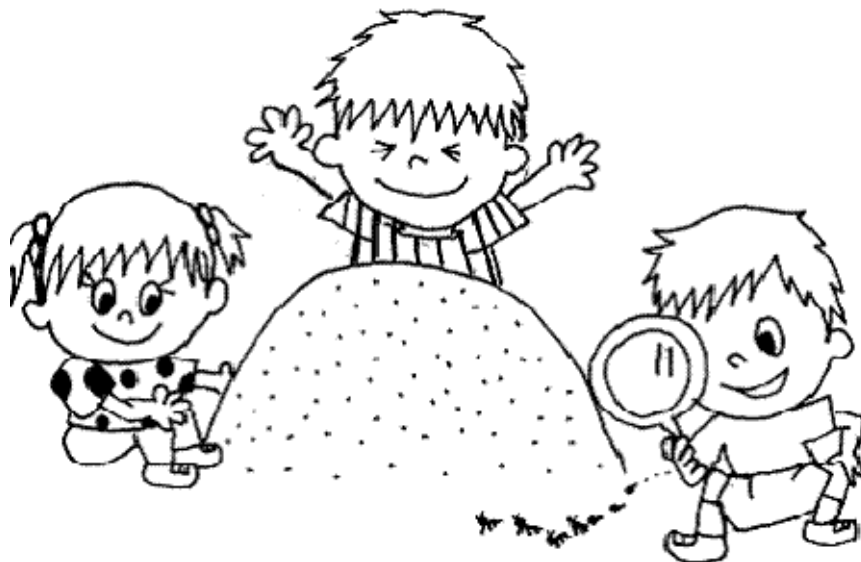
調布市では、基本計画の5つの重点的取組の1つとして「子ども・教育施策の充実」を掲げ、その具体的な施策として保育園待機児童¹対策に取り組んでいるところです。しかし、保育ニーズは年々高まり、ここ数年は200人を超える待機児童数となっており、児童福祉法第56条の8第1項の規定により、待機児童が50人以上の自治体に義務付けられている「市町村保育計画」を策定しなければならない状況となっています。

一方、国は、安心して子どもを産み育てることができるとともに、社会保障制度改革の一つとして、子どもと子育て支援の体制をさらに強化するため、新たに、「子ども・子育て新システム」の法案提出を行いました。

こうした中、市は市民に一番身近な基礎的自治体として、国等の動向を注視しつつ、中・長期的展望や地域の実状に応じた方針に基づいて保育行政に取り組んでいく必要があります。また、さらなる子育て環境の向上を推進していくためには、施設整備だけでなく、保育サービスの拡充や保育園運営業務の効率化等を含めた基本方針が必要です。

こうした現状を踏まえ、今後、調布市における保育のあり方を明らかにするとともに、効果・効率的な保育行政を推進していくために、この「調布市保育総合計画」の策定を行うものです。

当計画に基づいて、平成24年度から平成30年度までの間の待機児童対策（児童福祉法が規定する市町村保育計画）、保育サービスの充実、このための行政と公立保育園及び私立保育園の役割や連携そして財源確保のあり方について別途、分野別個別計画を定めるものとします。





2 策定の背景

(1) 国の動向

ア) 子ども・子育てビジョン

平成22年1月29日、国では、今後の子育て支援の方向性について示した「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。ビジョンでは、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方が示されています。

また、基本的な考え方として、「社会全体で子育てを支える」、「『希望』がかなえられる」を掲げ、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」が示されています。この3つの姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を進めることとされています。

図表1 子ども・子育てビジョンの「政策の4本柱」と「12の主要施策」

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
- (2) 意欲を持って就業の自立に向かえるように
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠、出産できるように
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

出典：子ども・子育てビジョンより作成

イ) 子ども・子育て新システム

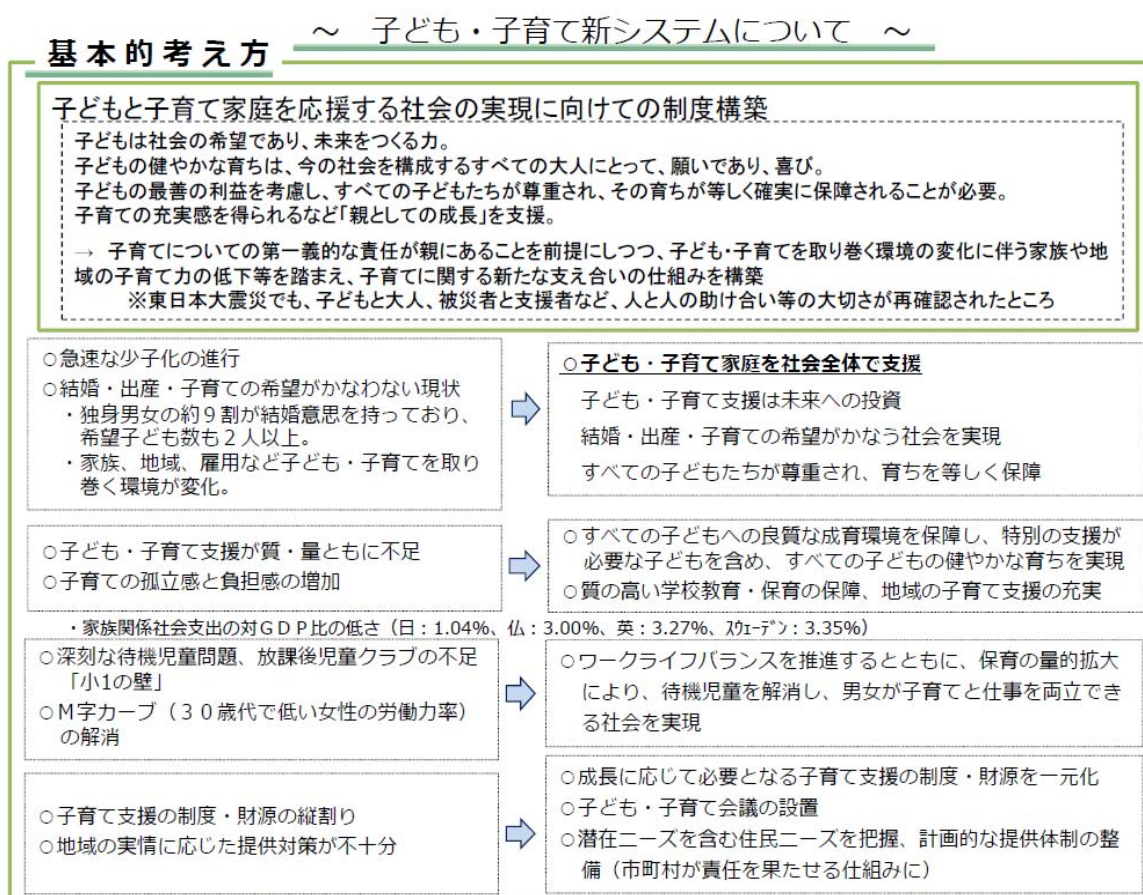
平成22年4月、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について検討を行うために設置された「子ども・子育て新システム検討会議」において、「子ども・子育て新システムの基本的方向」が取りまとめられました。

同年6月には、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「基本制度案要綱」という。）が決定されました。

その後、平成23年7月29日の少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムの「中間とりまとめ」が出されました。ここでは、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、中間的に議論がとりまとめられています。また、平成24年3月2日には「子ども・子育て新システムの基本制度」等が決定され、今後は幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要であるとしています。

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととされ、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本方針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととされています。

図表2 子ども・子育て新システムの基本的な考え方





(2) 東京都の動向

東京都は、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、「東京都保育計画」を定めています。この計画では、東京都における今後の保育サービスの方向性を示す4つの柱と、10の事業計画が挙げられています。

図表3 東京都の動向

東京都がめざす保育サービス

- 今後の施策の方向性**
- ア 保育サービスの量的拡充
 - ウ 保育サービスの質の向上
 - イ 都市型保育ニーズへの対応
 - エ 地域における子育て支援

事業計画

(1) 保育サービスの量的拡充

- 通常保育（認可保育所，認証保育所，認定こども園，家庭福祉員等）

(2) 都市型保育サービスの充実

- 延長保育，夜間保育等
- 休日保育，病児・病後児保育
- 一時預かり，定期利用保育

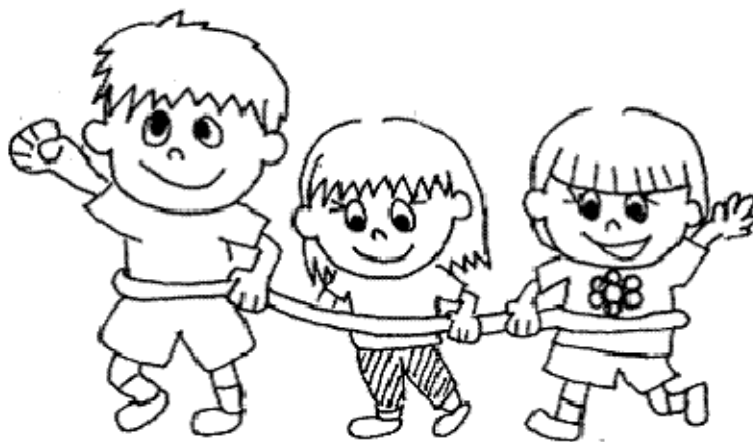
(3) 放課後児童対策

- 学童クラブ

(4) 地域における子育て支援

- 子ども家庭支援センター
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 子育てひろば（地域子育て支援拠点）
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業

出典：東京都保育計画より作成



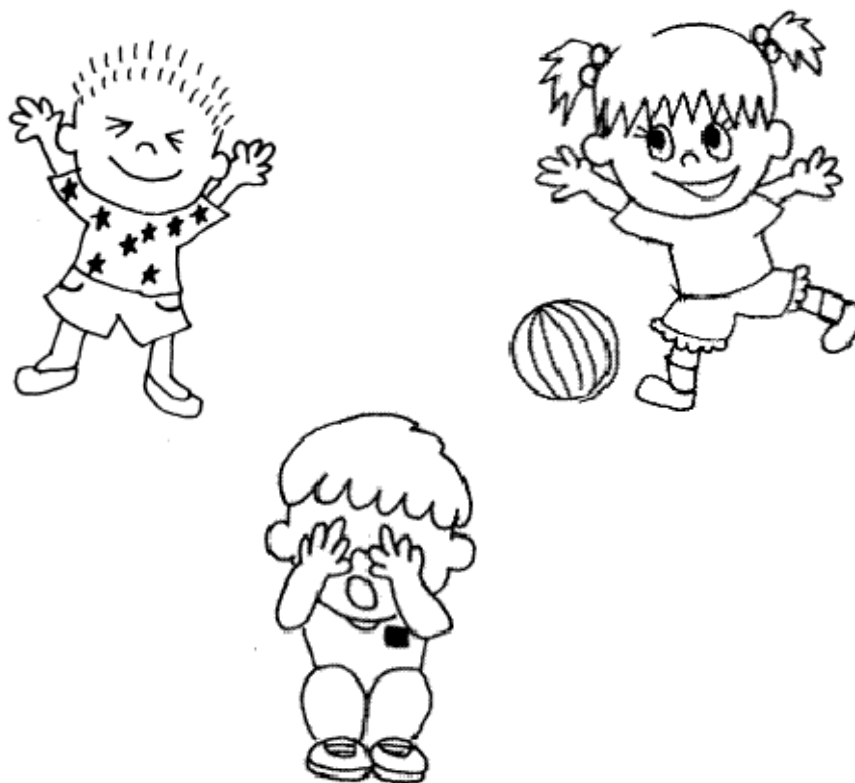


3 計画策定にあたっての基本的な考え方

調布市では、「子どもは調布の宝、未来の希望」として地域社会全体で育てていきたいという願いを込めて、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。この「調布市子ども条例」の理念を具現化するため、次世代育成支援対策推進法²に基づく「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業を展開しています。

本計画における基本理念も、この「調布市子ども条例」及び「調布っ子すこやかプラン」に準じて定めます。

本計画でいう「保育サービス」は、売買され消費されてしまうサービスではなく、すべての子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることをいいます。





4 計画の位置付け

本計画は、今後の調布市の保育行政全体の指針となる行政計画であり、上位計画である調布市基本計画との整合を図りながら策定するものです。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「調布っ子すこやかプラン」の中では、待機児童問題への対応等、保育関連事業が盛り込まれていることから、本計画は、「調布っ子すこやかプラン」との整合も図りながら策定するものです。

5 計画期間

本計画は、調布市政の方向性を示す調布市基本構想、及びその方針を具体化するための基本的な施策を体系的に示す調布市基本計画の下で、調布市における保育行政のサービスの中期的な方向性を示すものです。次期調布市基本計画（10年間）では、前期の計画期間を平成25年度から平成30年度までとしていることを踏まえ、本計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成30年度までの7年間とします。また、本計画で掲げる各施策については、分野別個別計画を別途策定していく予定です。

ただし、「次世代育成支援対策推進法」では、平成22年度から平成26年度までの5年間を「調布っ子すこやかプラン」の後期計画期間としていること等から、計画期間内に制度改正等の環境変化があった場合には、適切な見直しを行うこととします。

図表 4 計画期間

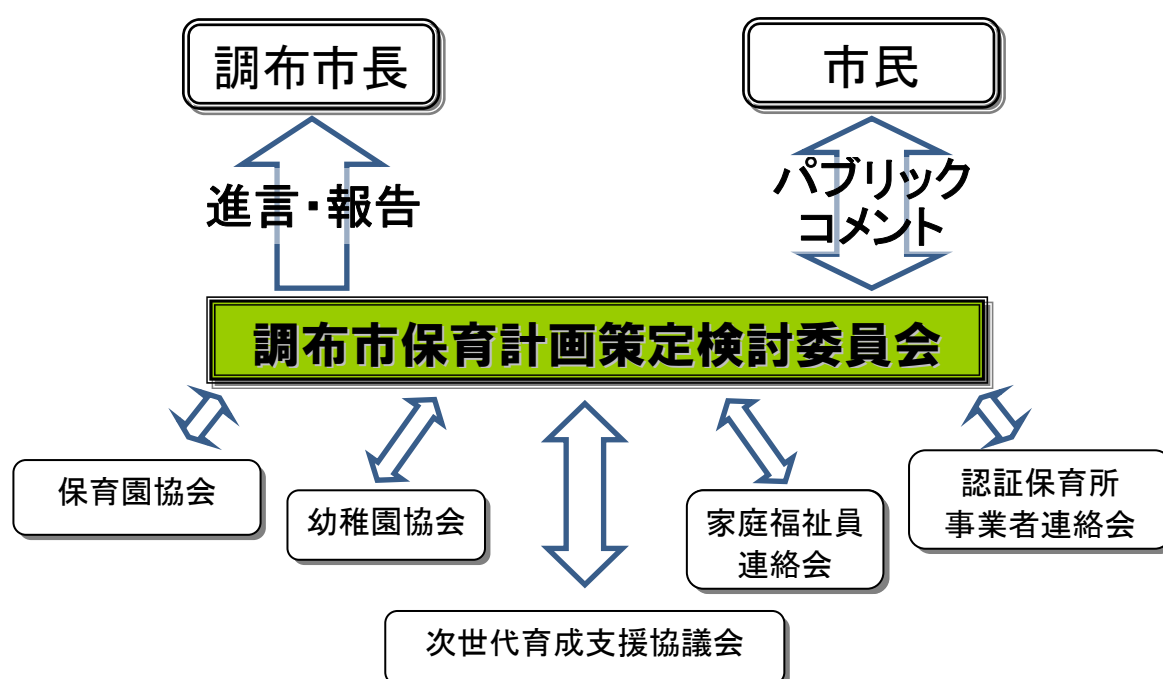
計画名 \ 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
基本構想	現基本構想(～H24)			新基本構想(H25～H34)					
基本計画	後期基本計画(～H24)			前期基本計画(H25～H30)					
実施計画	基本計画推進プログラム(～H24)								
アクションプラン	第4次行財政改革 アクションプラン(～H24)								
公共建築物 維持保全計画	公共建築物維持保全計画(H22～H41)								
地域福祉計画	現地域福祉計画 (～H23)		新地域福祉計画(H24～H29)						
調布っ子 すこやかプラン	次世代育成支援行動計画(H22～H26)								
保育計画	現計画(～H23) (保育施設整備計画)		新計画(H24～H30) (保育総合計画)						
			分野別個別計画						

6 計画の策定体制

本計画は、策定のための事務局を子ども生活部子ども政策課（平成23年度までは「保育課」）に設置し、公募市民、学識経験者、関連団体の代表等で構成する「調布市保育計画策定検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において意見を交わしながら、庁内関係部署と施策等の調整を行いつつ、策定しました。

本計画の策定検討に当たっては、下記図表5のように、市民からのパブリック・コメントのほか保育に関わる団体等からの意見を参考にしています。

図表5 計画の策定体制



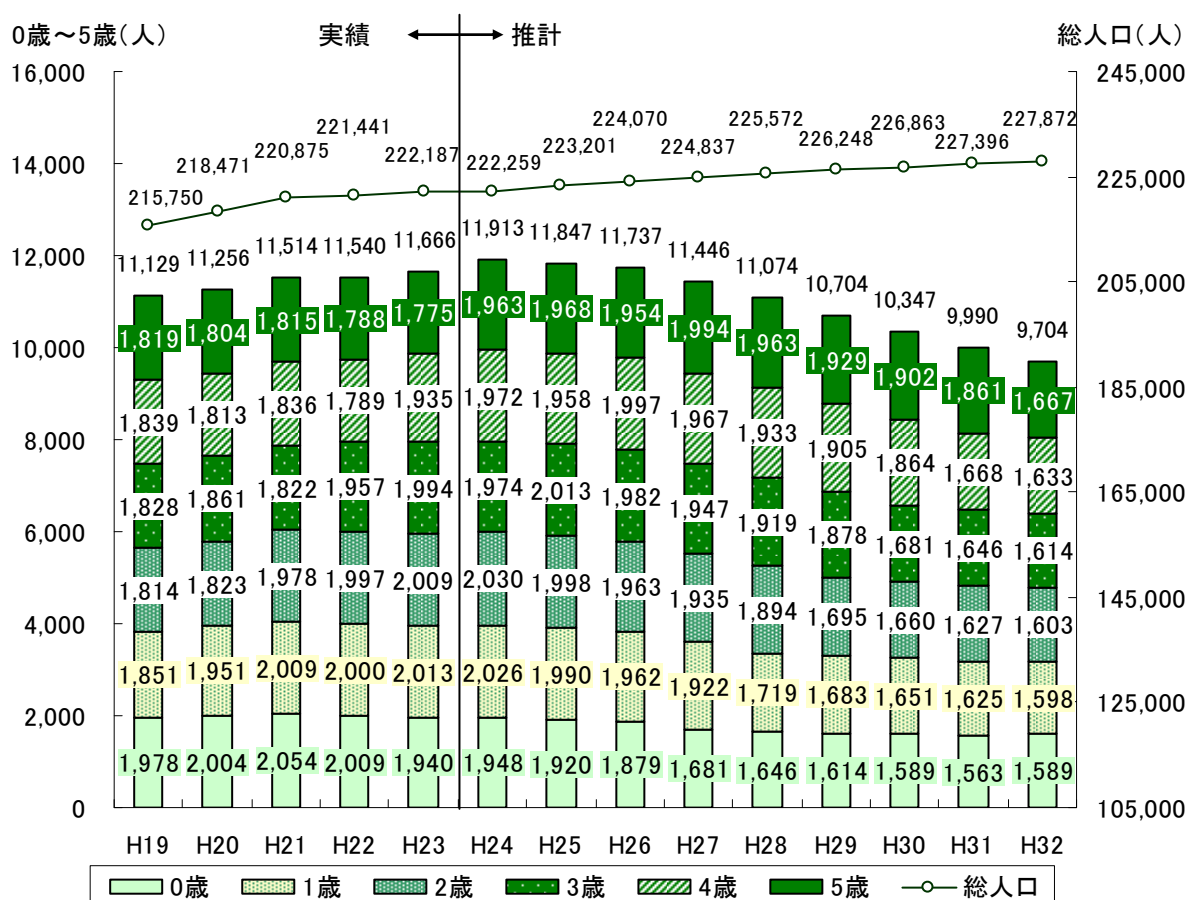


第2章 調布市の現状

1 調布市の人口と世帯

調布市の人口は増加を続けています。平成23年時点の人口推計結果によれば、人口は今後も増加していく見通しですが、0歳から5歳までの未就学児童³数は、平成24年にピークとなり、その後減少していく見通しとなっています。

図表6 調布市の人口（10月1日時点）

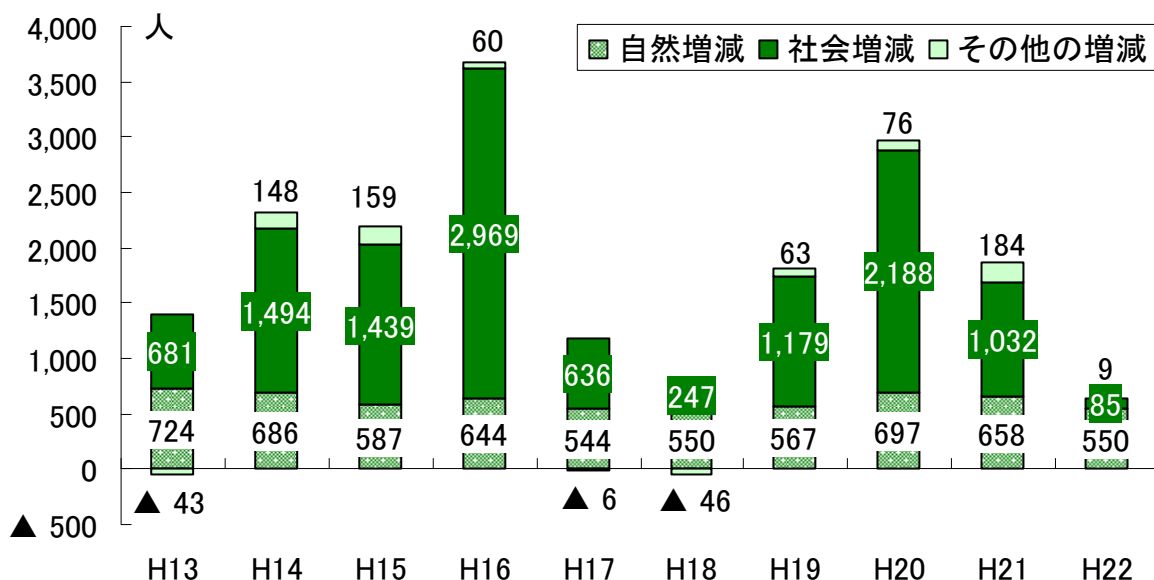


出典：調布市の将来人口推計（平成22年3月）※推計値のみ



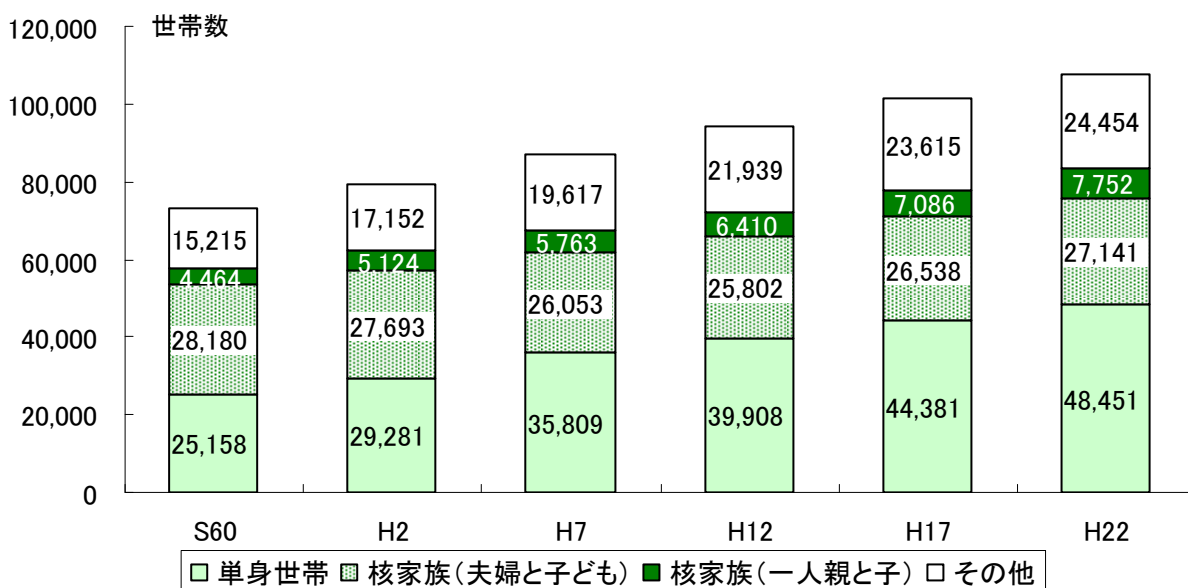
調布市の近年の人口増は、市外からの転入を中心とした社会増が主な要因となっています。

図表7 人口動態内訳



世帯数の推移をみると、単身世帯が大きく増加しています。夫婦と子どもからなる核家族世帯は、単身世帯に次いで多い世帯構成になっています。

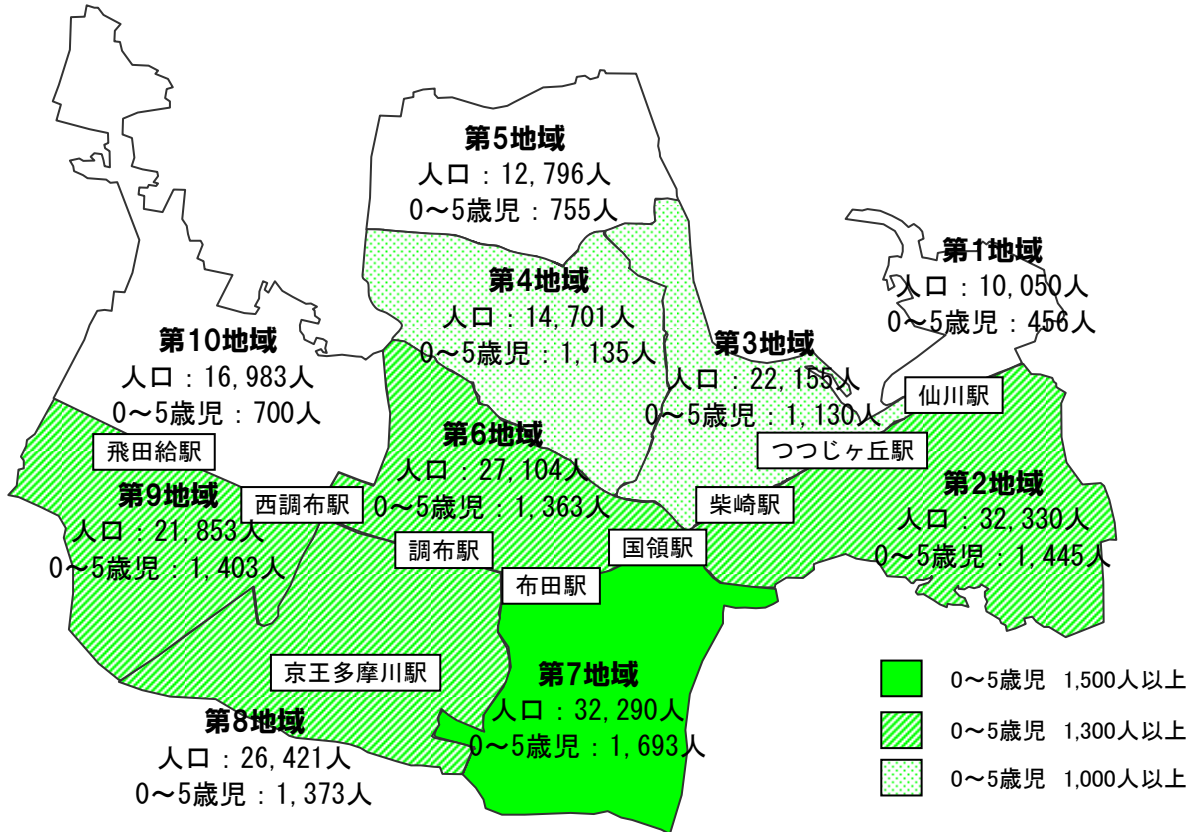
図表8 世帯数の推移



平成23年1月1日時点の人口と未就学児童数を地域別にみると、人口は、第2地域、第6地域、第7地域で多くなっています。

また、第2地域、第7地域、第9地域で未就学児童数が多くなっています。

図表9 地域別人口（平成23年1月1日時点）



図表10 参考：地域区分について

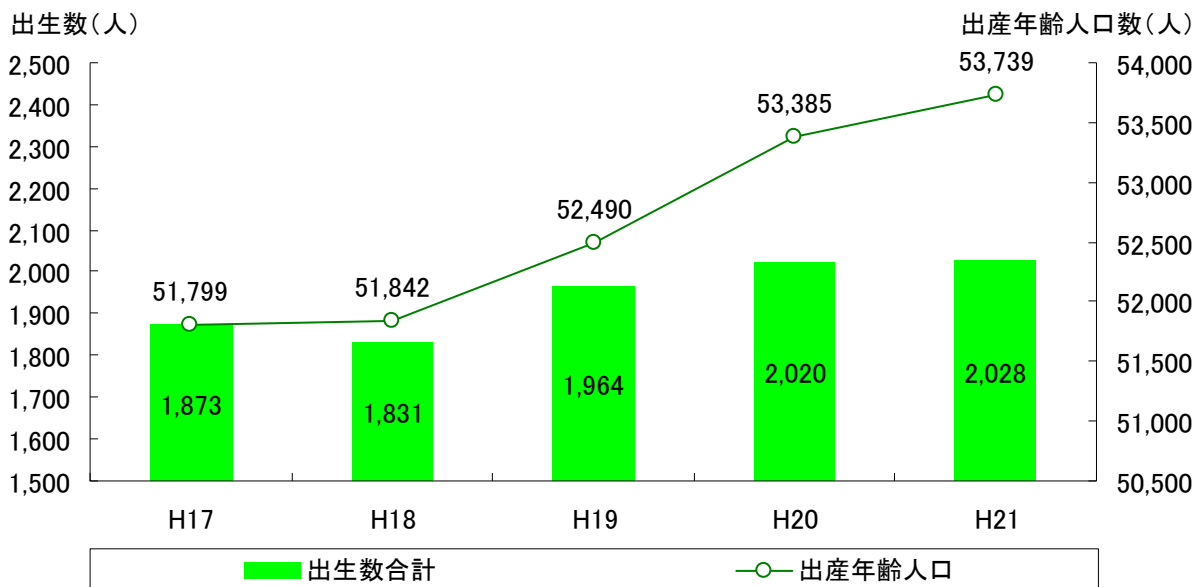
地域	町名
第1	仙川町2・3丁目、緑ヶ丘1・2丁目
第2	菊野台2・3丁目、東つつじヶ丘2・3丁目、西つつじヶ丘4丁目、入間町1～3丁目、仙川町1丁目、若葉町1～3丁目
第3	柴崎1・2丁目、菊野台1丁目、東つつじヶ丘1丁目、西つつじヶ丘1～3丁目、深大寺東町3・4丁目
第4	佐須町1・2・4・5丁目、深大寺元町2～5丁目、深大寺東町1・2丁目、深大寺南町1～5丁目
第5	深大寺北町1～7丁目、深大寺東町5～8丁目
第6	小島町1丁目、布田1・2丁目、国領町1・2丁目、佐須町3丁目、調布ヶ丘1～4丁目、深大寺元町1丁目、八雲台1・2丁目
第7	国領町3～8丁目、染地2・3丁目
第8	小島町2・3丁目、布田3～6丁目、染地1丁目、多摩川3～7丁目
第9	飛田給2・3丁目、上石原2・3丁目、下石原2・3丁目、多摩川1・2丁目
第10	飛田給1丁目、上石原1丁目、富士見町1～4丁目、下石原1丁目、野水1・2丁目、西町



2 女性の就業率等

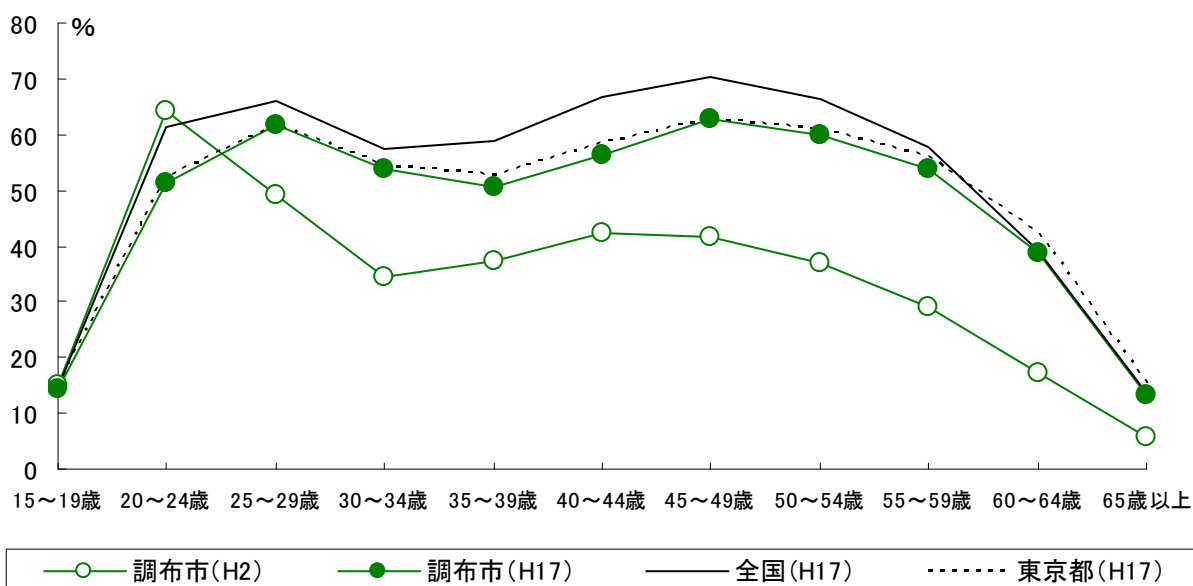
調布市では、平成18年以降、出生数及び出産年齢人口⁴が増加しています。

図表 11 調布市の出生数及び出産年齢人口の推移



また女性の就業率は、30歳代で低下する「M字カーブ型」の構造になっています。出産・育児に関わる人が多い年齢層において、就業率が低下していますが、近年では、30歳代も50%以上の就業率となっています。

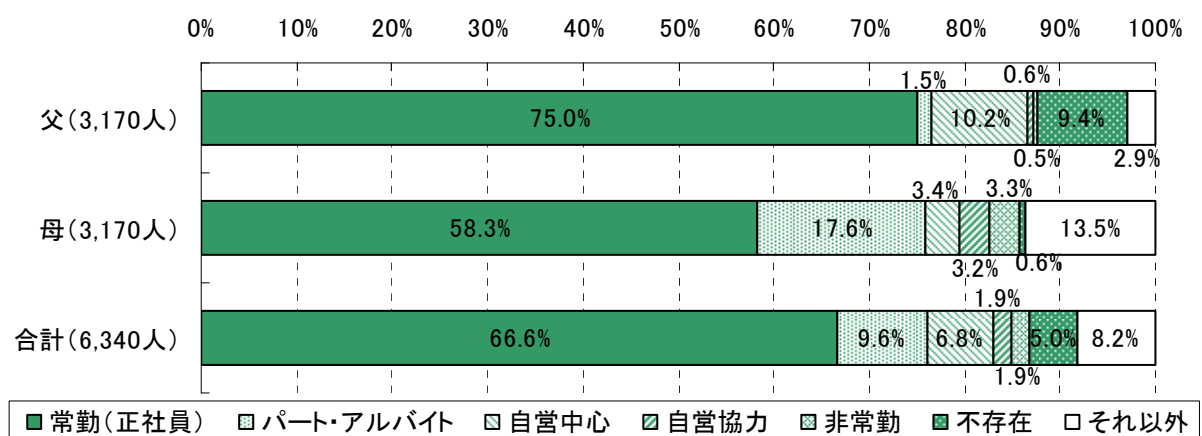
図表 12 女性の就業率の推移



調布市内の認可保育園⁵を利用している保護者の就業状況をみると、「常勤（正社員）」が最も多く、全体で66.6%となっています。

常勤による就業を理由として、保育園を利用される保護者が半分以上を占めていることがわかります。

図表 13 調布市内の認可保育園を利用している保護者の就業状況（H24.1 現在）



※管外委託分は除く





3 調布市の保育サービス

(1) 調布市の保育施設

ア) 施設数

平成24年4月1日現在、調布市には、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された「認可保育園」が34園あります。その他、認可外保育施設⁶として、東京都が独自に定めた認証基準を満たした「認証保育所」が16箇所、調布市家庭福祉員制度運営要綱に定める要件を備え、かつ、区市町村長に認定されている「家庭福祉員(保育ママ)」が9箇所(人)あります。

図表 14 調布市の保育施設

区分		説明	施設数	定員
認可保育園 [34園]	私立	施設の設置、運営ともに民間が行っている認可保育園。	22園 (うち分園 ⁷ 2園)	1,854人
	公設民营	施設は市が設置しているが、運営は社会福祉法人や株式会社等の民間が行っている認可保育園。	4園	365人
	公設公営	市が施設を設置し、運営も市が行っている認可保育園。	8園	810人
認可外 保育施設 [25施設]	認証保育所	大都市型の保育ニーズに応えるため、東京都が独自に定める認証基準を満たした認可外保育施設。	16箇所	497人
	家庭福祉員	調布市家庭福祉員制度運営要綱に定める要件を備え、かつ、区市町村長に認定されている者。	9箇所(人)	33人

イ) 定員拡充・整備率

調布市では、これまでも認可保育園や保育園分園の整備の他、民間の認可保育園や認証保育所等の誘致に加え、定員の弾力化⁸による定員拡充策を推進してきました。

図表 15 これまでの定員拡充策

■民間保育園の誘致

- 社会福祉法人に限らず、株式会社等も含めた民間保育園の誘致等を進めています。

■認可保育園や分園の施設整備

- 認可保育園や分園の整備費に対する補助、さらに分園の賃借料の補助を実施しています。

■東京都認証保育所の誘致

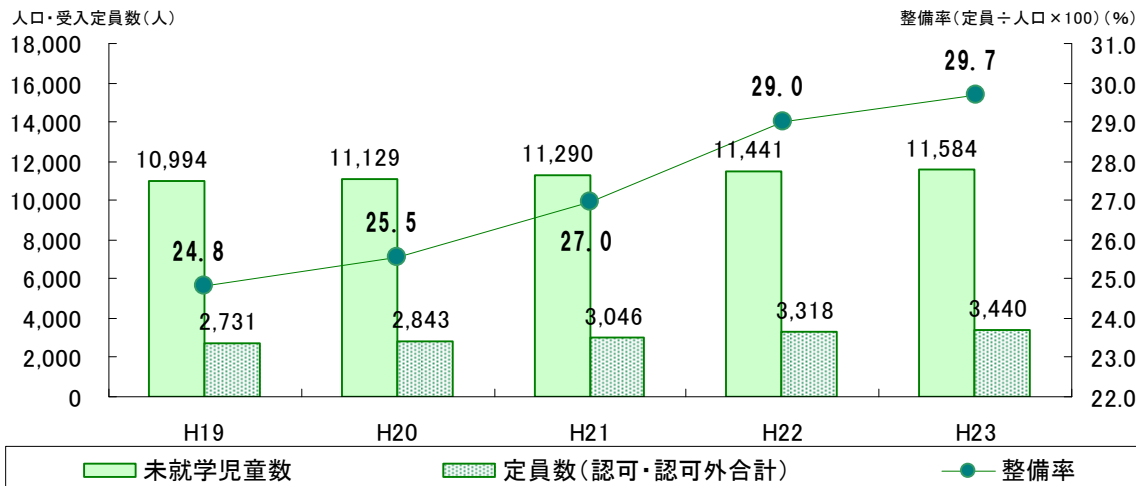
- 待機児童の大半を占める低年齢児に特化した施設として、東京都認証保育所を積極的に誘致してきました。

■定員の弾力化による定員枠拡大

- 保育士や面積等の基準を満たしていれば、認可定員を超えて児童を受け入れることができる「弾力化」を実施しています。

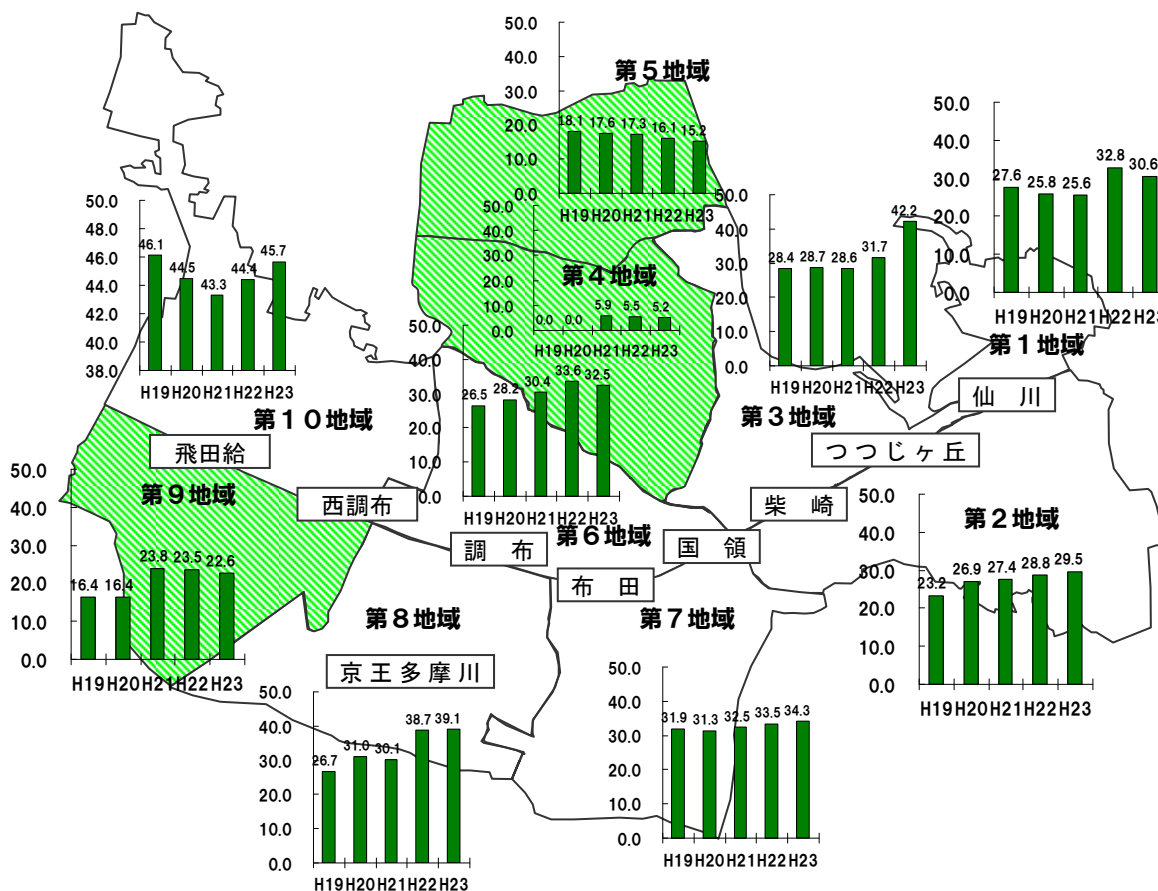
その結果、未就学児童数に占める入園可能な定員数の割合（整備率）⁹は、平成19年度には24.8%であったものが、平成23年度には29.7%まで上昇しました。

図表 16 整備率の推移



整備率を地域別にみると、第4、第5、第9地域において整備率が低い傾向にあり、地域によって整備状況に差が生じています。

図表 17 地域別整備率（平成23年4月1日）

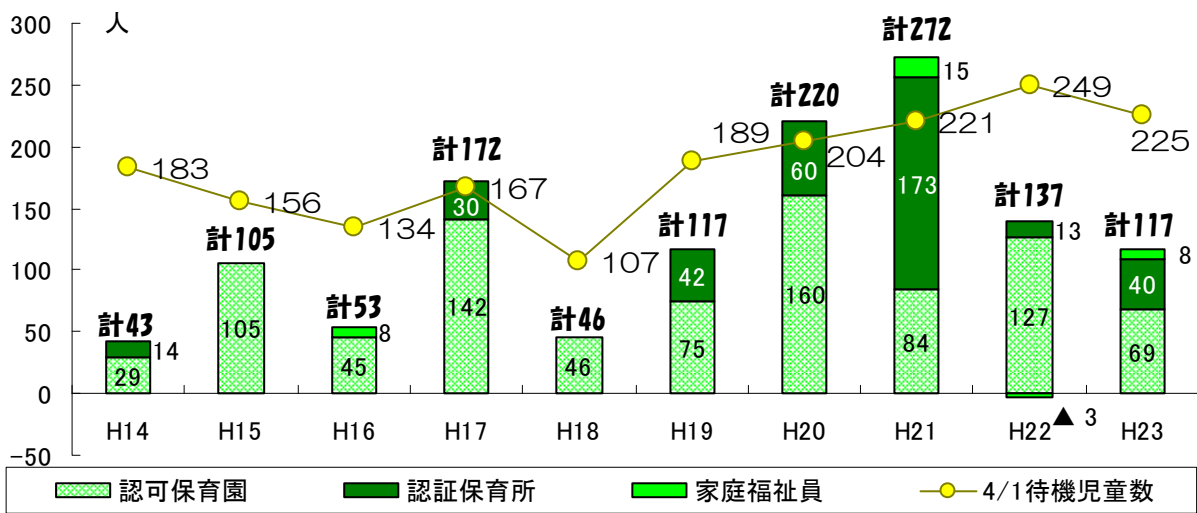




ウ) 待機児童の現状

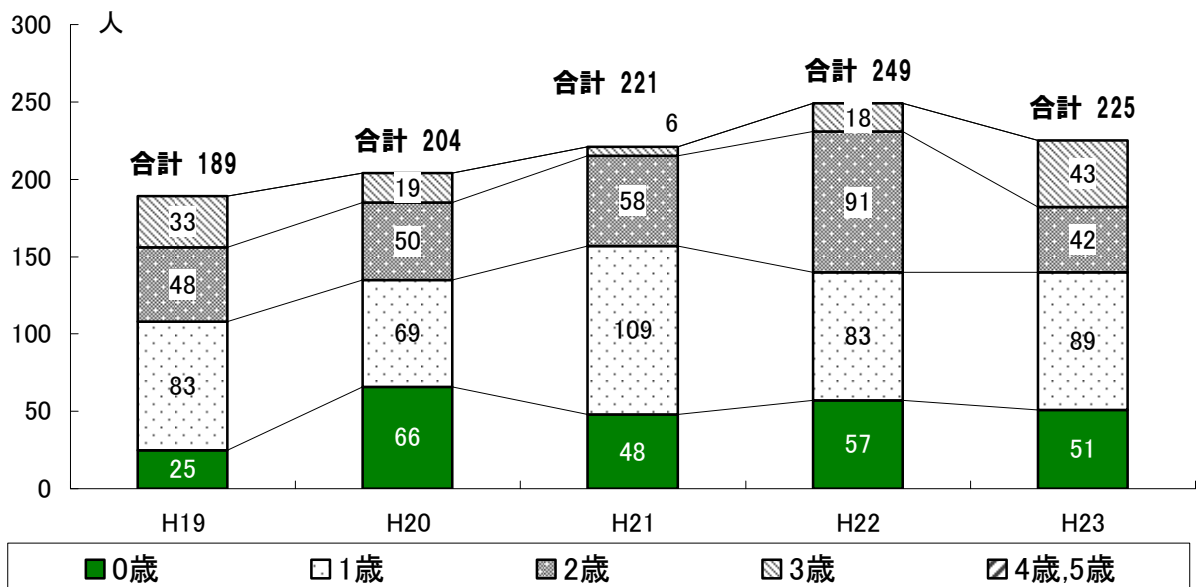
調布市では、保育園の定員数を上回る申込みがあり、保育園に入れない待機児童が、ここ数年200人を超える状態が続いています。これまでも認可保育園の新設を中心に待機児童対策を推進してきましたが、保育ニーズの高まりに十分に追いつかず、待機児童は増加傾向にあります。

図表 18 定員拡大数と待機児童数の推移



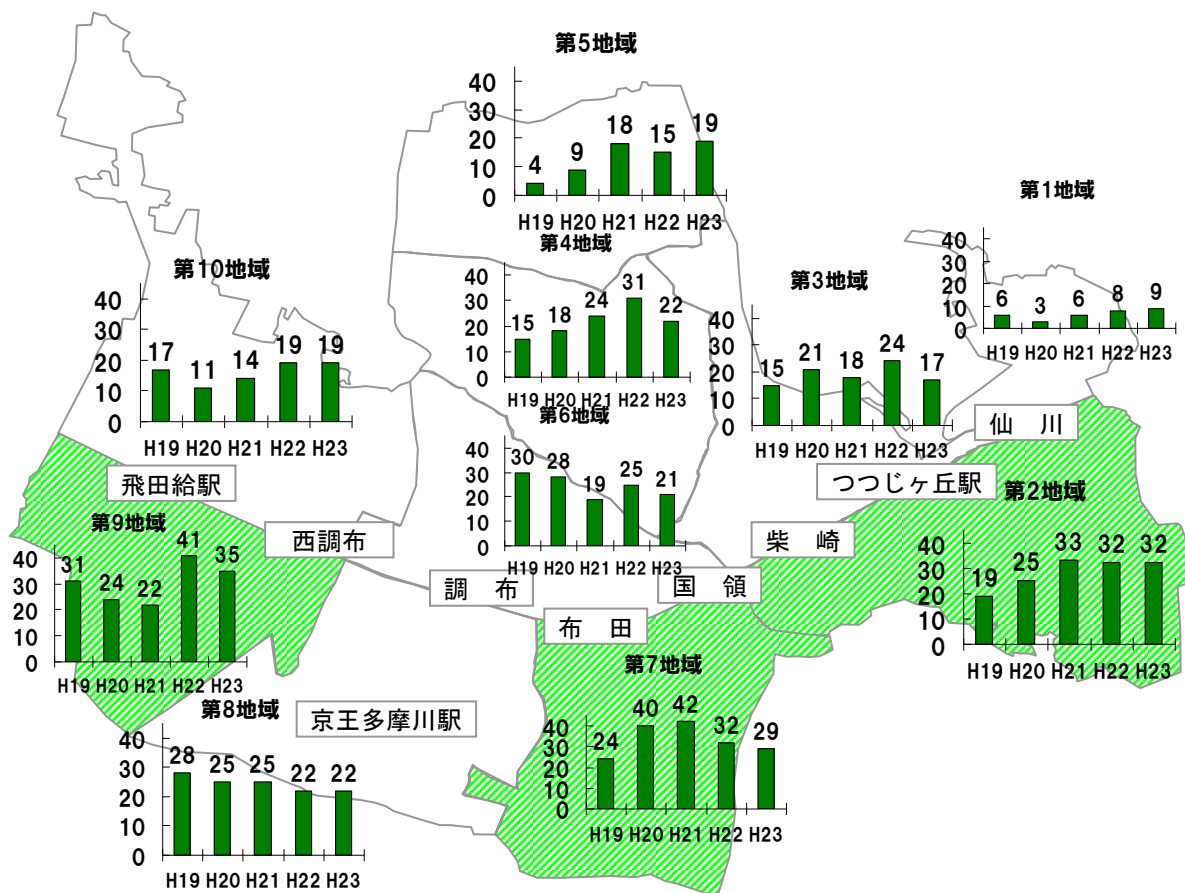
待機児童を年齢別にみると、0歳児から2歳児までの待機児童数が多い傾向が続いています。なお、4歳児以上の待機児童数は0人となっています。

図表 19 年齢別 待機児童数の推移



また、待機児童数の推移を地域別にみると、第2地域、第7地域、第9地域の待機児童数が高止まりしています。

図表 20 地域別待機児童数の推移



調布市における未就学児童数は、人口推計では近い将来減少となる見込ですが、昨今の経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、保育のニーズが高まり、保育園の入園希望者はますます増加すると考えられます。

調布市としては、待機児童の状況や潜在的な保育ニーズを見ながら、市民の多様なライフスタイルに合わせて、誰もが安心して子どもを産み育てることができるまち、子育てしやすいまちづくりに引き続き取り組みます。



(2) 認可保育園の保育サービス

ア) 保育サービスの実施状況

認可保育園が実施している保育サービスは、通常保育の他に、0歳児保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育、一時預かり、定期利用保育、年末一時保育があります。

図表 21 認可保育園の主な保育サービスの概要

サービス名	概要
通常保育	基本時間内(11時間開所内)の保育
0歳児保育	乳児からの保育(生後57日や生後3ヵ月後から等違いがある。)
延長保育	基本時間外の保育
障害児保育	集団生活が可能な障害児の保育
病児・病後児保育	病気の急性期・回復期にある児童の保育
一時預かり	緊急・一時的に家庭での保育が困難な児童の保育
定期利用保育	パートタイマー等を対象とした複数月の継続的な保育
年末一時保育	12月29日から31日の間に実施する一時預かり



イ) 主な保育サービスの実施状況の比較

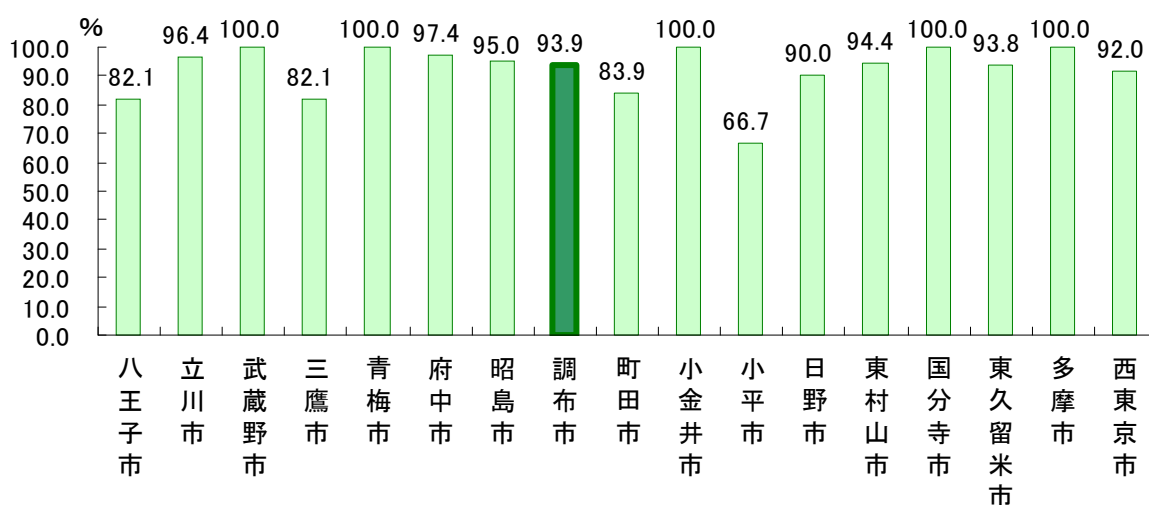
「平成23年度 東京都26市保育関係調査書」に基づき、調布市の保育サービスの実施状況について、多摩地域¹⁰のうち、人口10万人以上の市と比較しました。

0歳児保育

0歳児保育は、多くの認可保育園で実施されており、すべての施設で実施されている自治体も多くなっています。

調布市では、全32施設中31施設で0歳児保育を実施しています。

図表 22 0歳児保育の実施状況（H23.4.1時点、公立・私立合計）

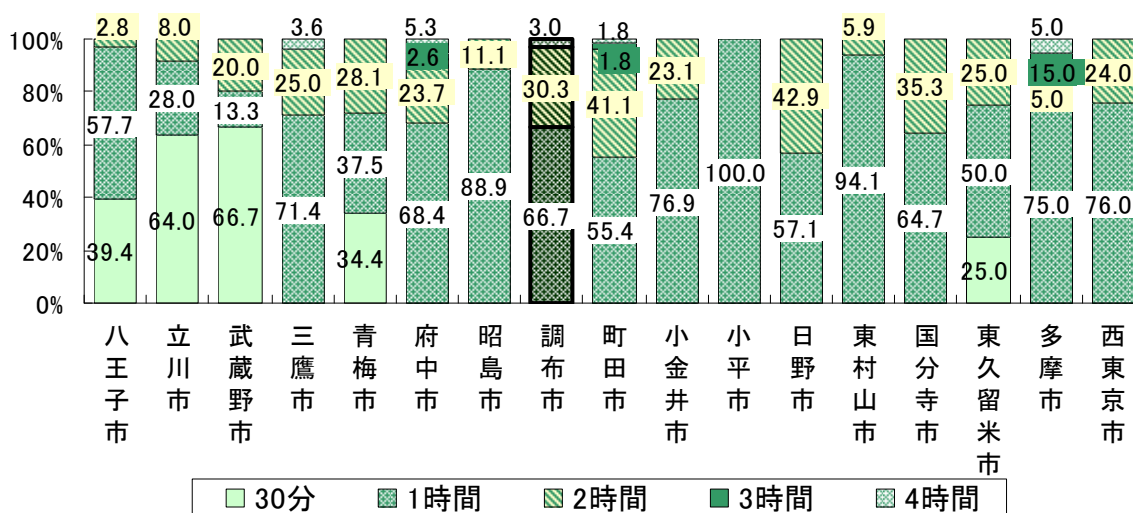


延長保育

延長保育の預かり時間は、1時間とする自治体が多くなっています。

調布市では、1時間が22施設、2時間が10施設、4時間が1施設となっています。

図表 23 延長保育の預かり時間（H23.4.1時点、公立・私立合計）



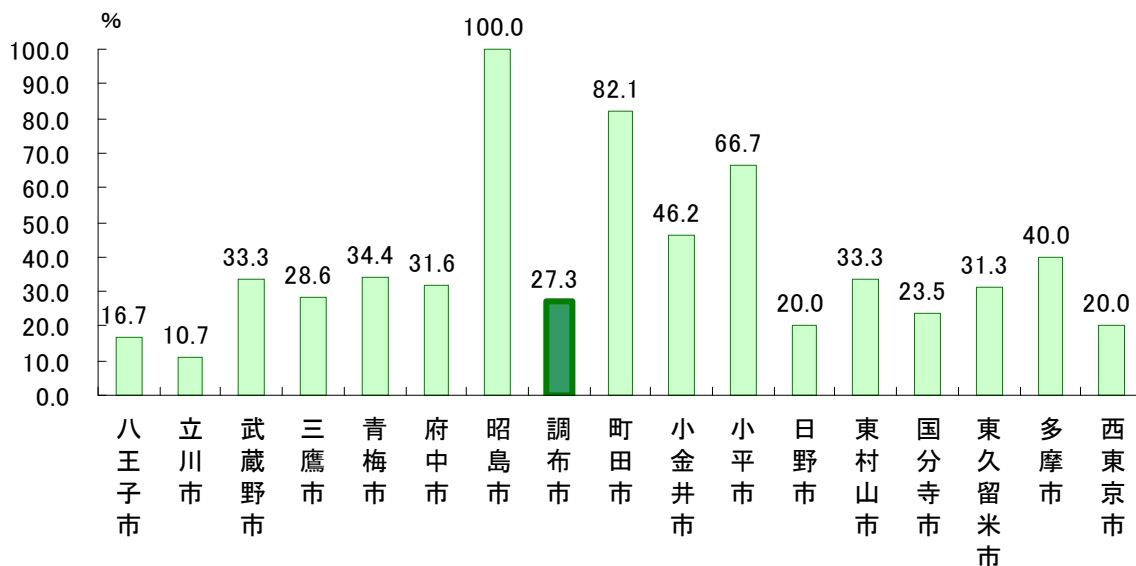


一時預かり

一時預かりの実施状況は、昭島市で100%となっている他、自治体によって大きな差があります。

調布市では、全32施設中9施設で一時預かりを実施しています。

図表 24 一時預かりの実施状況（H23.4.1 時点、公立・私立合計）



病児・病後児保育、休日保育

病児・病後児保育、休日保育を実施している施設は、まだまだ多くありません。

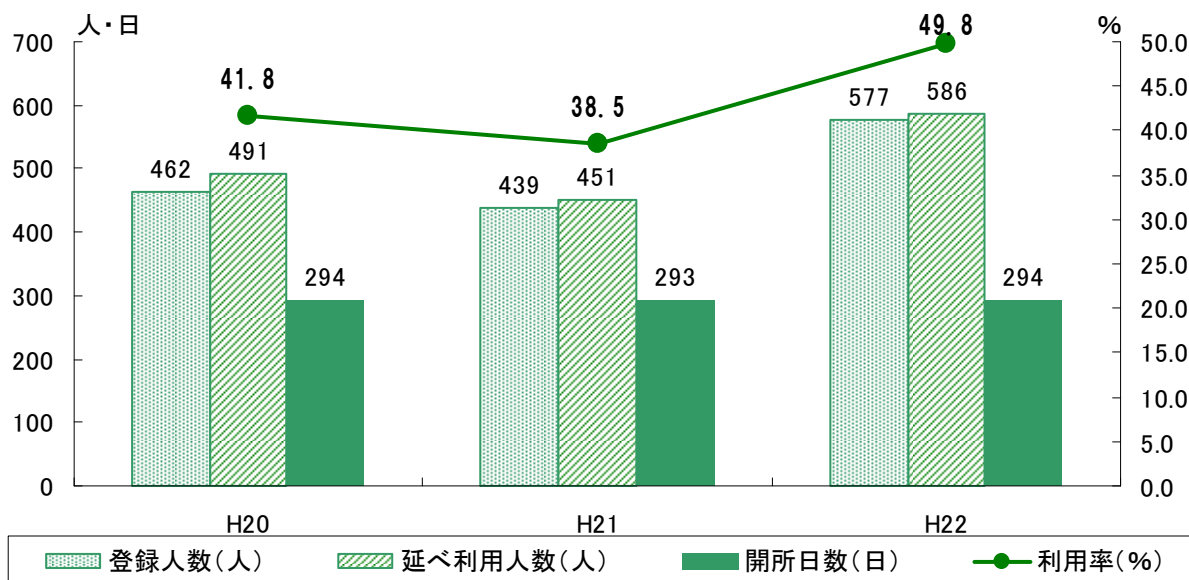
調布市では、2施設で病児・病後児保育を実施していますが、休日保育は実施していません。

図表 25 病後児保育、休日保育の実施状況（H23.4.1 時点、公立・私立合計）

自治体名	病児・病後児保育	休日保育	自治体名	病児・病後児保育	休日保育
八王子市	3施設	○	小金井市	0施設	無し
立川市	1施設	無し	小平市	1施設	無し
武蔵野市	2施設	無し	日野市	2施設	無し
三鷹市	2施設	無し	東村山市	3施設	無し
青梅市	1施設	○	国分寺市	1施設	無し
府中市	1施設	○	東久留米市	1施設	無し
昭島市	2施設	○	多摩市	1施設	○
調布市	2施設	無し	西東京市	0施設	無し
町田市	4施設	無し			

また、国の意識調査の結果等によれば、特に就労世帯においては、病児・病後児保育に対するニーズが高くなっています。調布市では、現在2施設で病児・病後児保育を実施しています。

図表 26 病児・病後児保育の利用状況

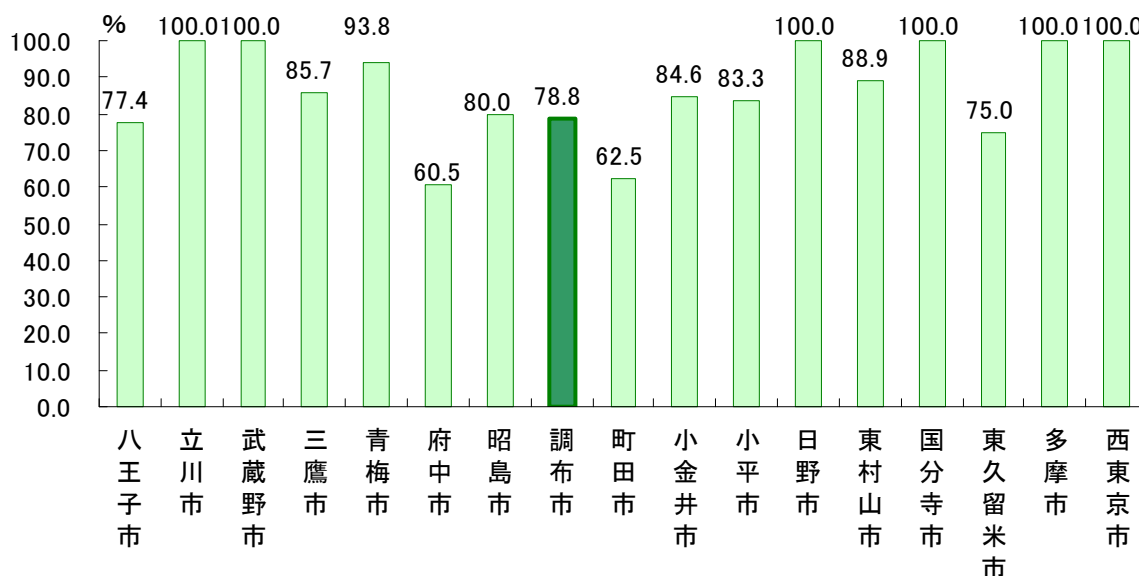


障害児保育

障害児保育は、多くの認可保育園で実施されており、すべての施設で実施されている自治体も多くなっています。

調布市では、全32施設中26施設で障害児保育を実施しています。

図表 27 障害児保育の実施状況 (H23.4.1 時点、公立・私立合計)





(3) 保育サービスに対するニーズ

調布市では、今後の保育サービスに対するニーズを把握し、施策に活かしていくために、平成21年度に「保育サービスと施設等に関する意識調査」を実施しました。

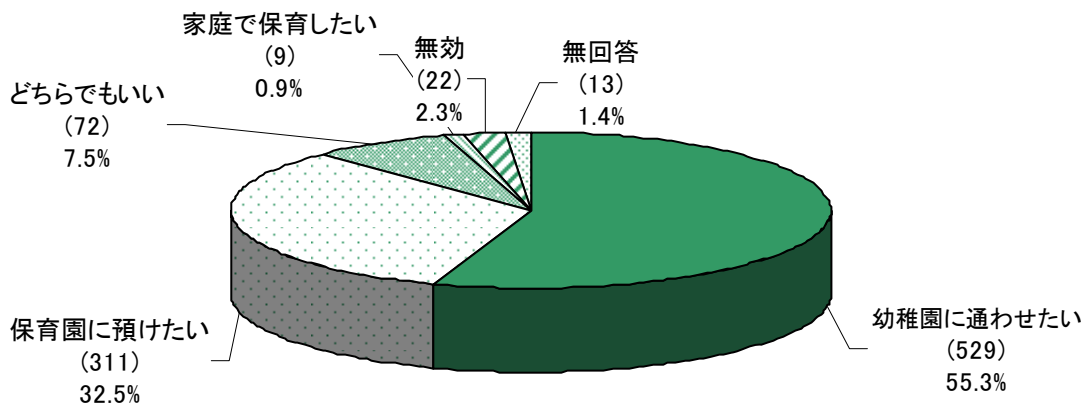
保育サービスと施設等に関する意識調査

- 調査方法及び対象：市内に居住して小学校就学前のお子さんがある家庭3,000世帯
(住民基本台帳からの無作為抽出)
- 調査期間：平成22年1月5日～1月31日
- 発送数：3,000件 有効回答数：2,000件 回収率：66.7%

ア) 保育施設等を利用していない方のニーズ

現在、保育施設や幼稚園を利用しておらず、母親又は父親が保育している方の今後の希望をお聞きしたところ、「幼稚園に通わせたい」という方が55.3%、「保育園に預けたい」という方が32.5%となりました。

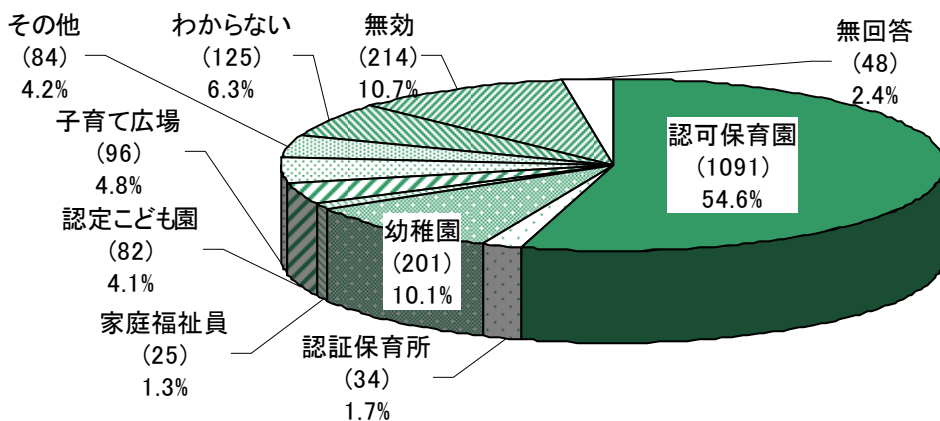
図表 28 「母親又は父親が保育している」方の今後の希望



イ) 今後整備する保育施設等の希望

今後整備して欲しい保育施設についての希望をお聞きしたところ、認可保育園が54.6%と最も高いことがわかります。

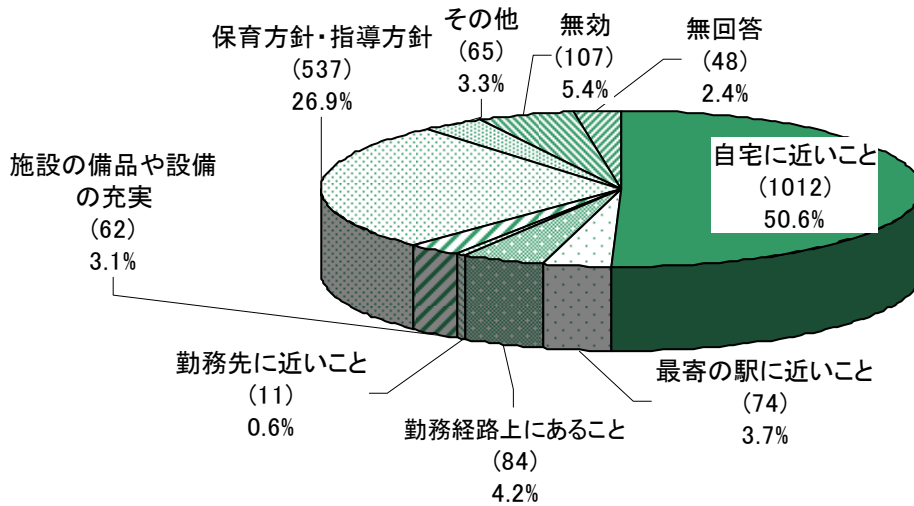
図表 29 今後整備する保育施設等の希望



ウ) 保育園・幼稚園に預ける際に重視すること

保育園・幼稚園に預ける際に重視することをお聞きしたところ、「自宅に近いこと」が50.6%と最も多く、次いで「保育方針・指導方針」が26.9%となりました。

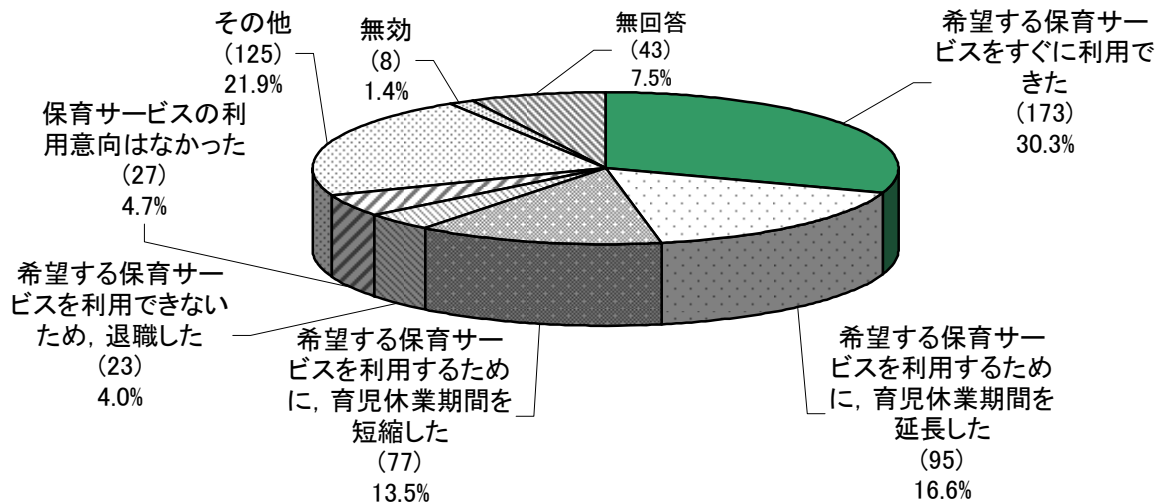
図表 30 保育園・幼稚園に預ける際に重視すること



エ) 保育サービスの利用

育児休業から復帰された方に、希望する保育サービスをすぐに利用できたかお聞きしたところ、すぐに利用できたのは3割程度にとどまることがわかりました。

図表 31 保育サービスの利用

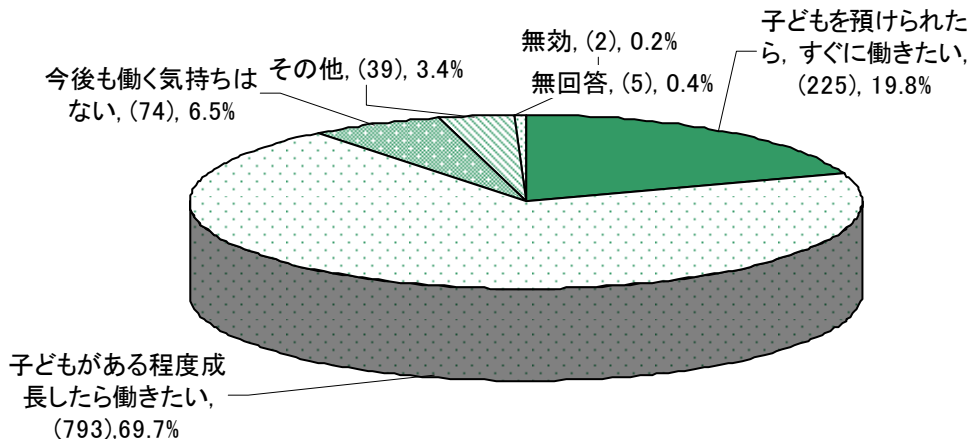




オ) 今後の就労希望

現在は働いていない方に、今後の就労の希望をお聞きしたところ、すぐにでも働きたい方が2割、ある程度成長したら働きたい方が7割となりました。

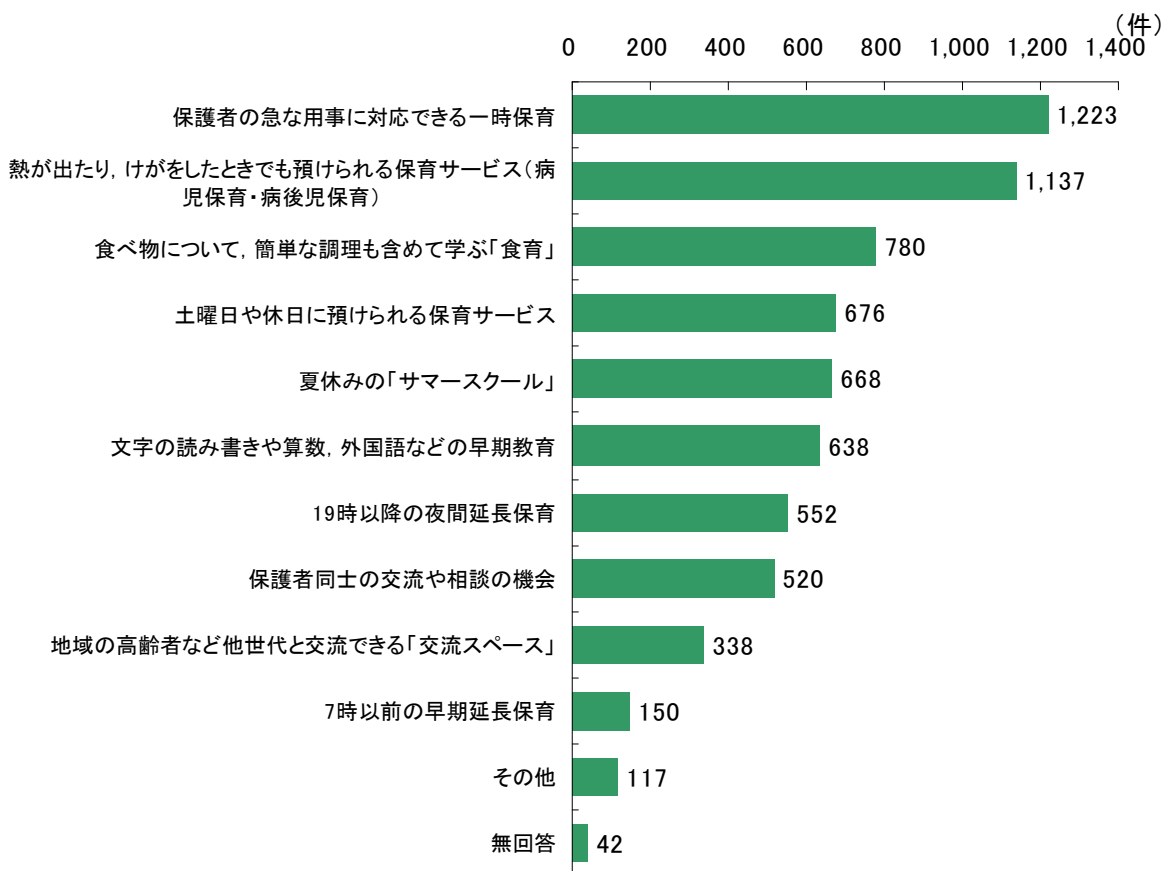
図表 32 今後の就労希望



カ) 保育施設等で備えて欲しいサービス

今後、保育施設等で備えて欲しいサービスをたずねたところ、「一時保育（一時預かり）」「病児・病後児保育」を希望する意見が多く寄せられました。

図表 33 保育施設等で備えて欲しいサービス

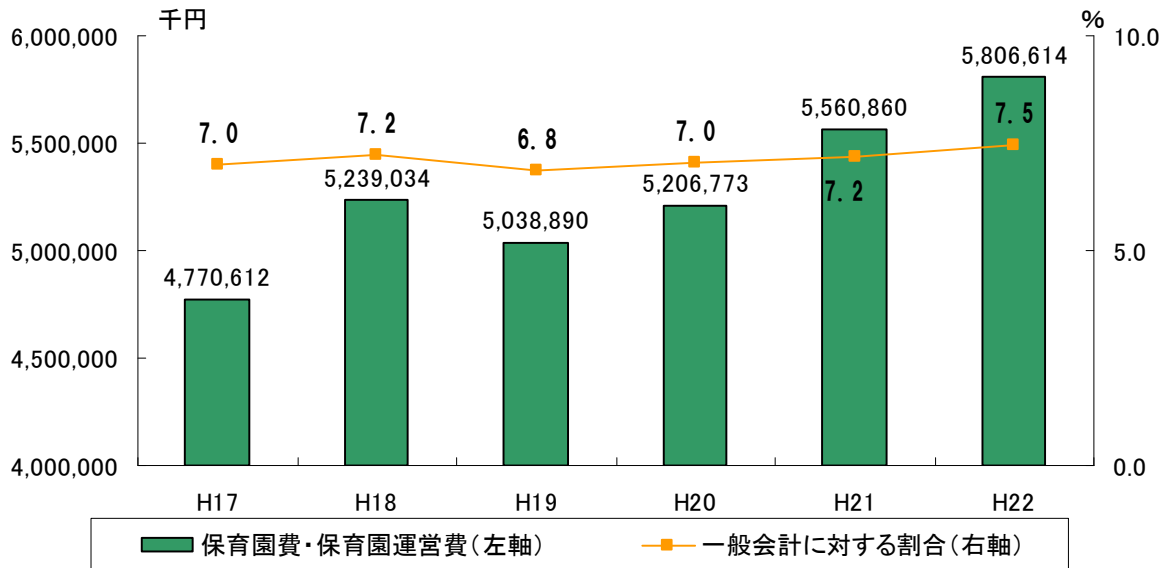


(4) 保育サービスの提供体制

ア) 市の保育関係の予算の推移

調布市の保育園費・保育園運営費¹¹は、平成17年度以降、約10億円(21.7%)増加しており、一般会計に占める割合も増加しています。

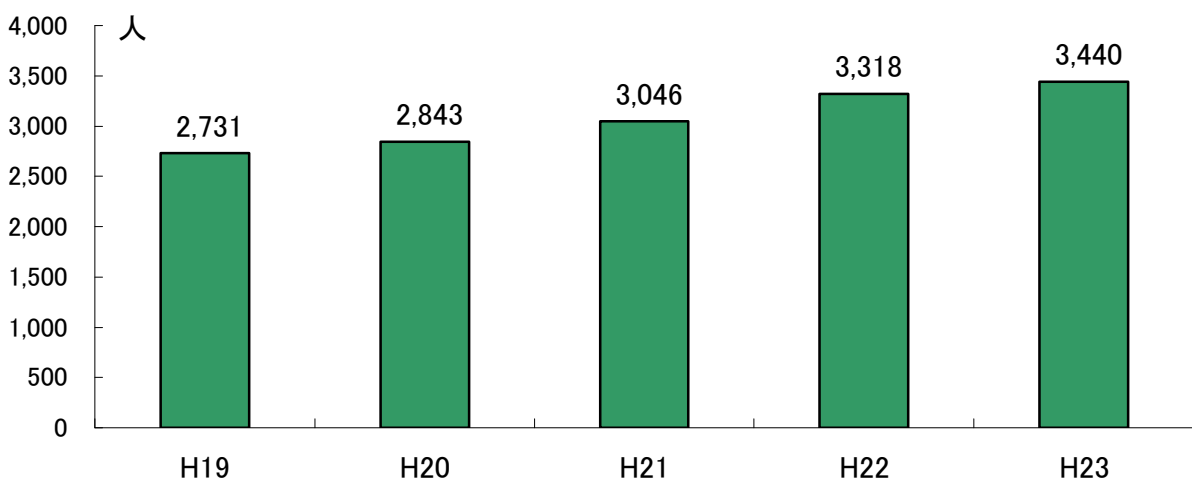
図表34 保育園費・保育園運営費の推移と、一般会計に対する割合



イ) 定員受入数の推移

保育関係予算を投入し、調布市の定員受入数を2,731人(平成19年度)から3,440人(平成23年度)に709人分を拡大しています。

図表35 年齢別定員受入数の推移







第3章 保育サービス推進の方向性

1 基本理念

平成22年度に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方が示されています。

調布市でも「調布市子ども条例」において、「子どもは調布の宝、未来への希望」と宣言しており、本計画のもとで進められる施策は、「チルドレン・ファースト」すなわち「調布市のすべての子どもたちのために」進められなければなりません。また、昨今の女性の就業をはじめとした社会参加の高まりにより、子育てを中心とした「ワーク・ライフ・バランス」¹²の支援も進めていかねばなりません。

こうしたことから、調布市では、次のように基本理念を定めて、保育の充実に向けて取り組んでいきます。

《基本理念》

- ・ すべての子どもたちの育ちを大切にします
- ・ 保護者が安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます

2 基本理念の実現に向けた取組

調布市では、この基本理念を実現していくために、行政と市内のあらゆる子育て支援関連施設等が密接に連携し合い、“オール調布”という考えのもと、子どもとその家庭を支援するための「ネットワーク」を構築することとし、このネットワークによって様々な課題を解決していきます。

この調布市独自のネットワークを「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」と名付けました。

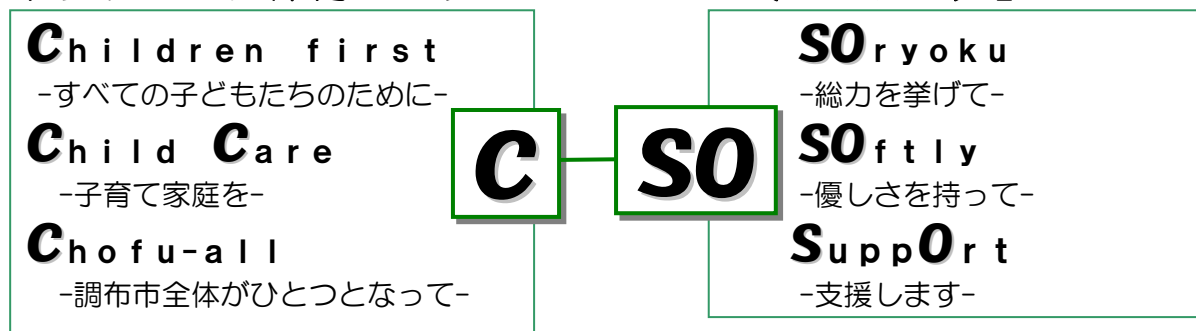
「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」では、市内の公私立認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、幼稚園、子ども発達センター、児童館のほか、市内の大学やNPO等、あらゆる事業者・団体が一体となって、「調布っ子」の育ち及び子育て家庭をサポートしていきます。

また、「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」における具体的なサポートとして、以下の4つの取組みを実施します。

- 1 待機児童対策の推進
- 2 多様な保育サービスの提供
- 3 保育の質の維持・向上
- 4 ネットワーク保育システムの構築とそれに向けた運営主体の見直し

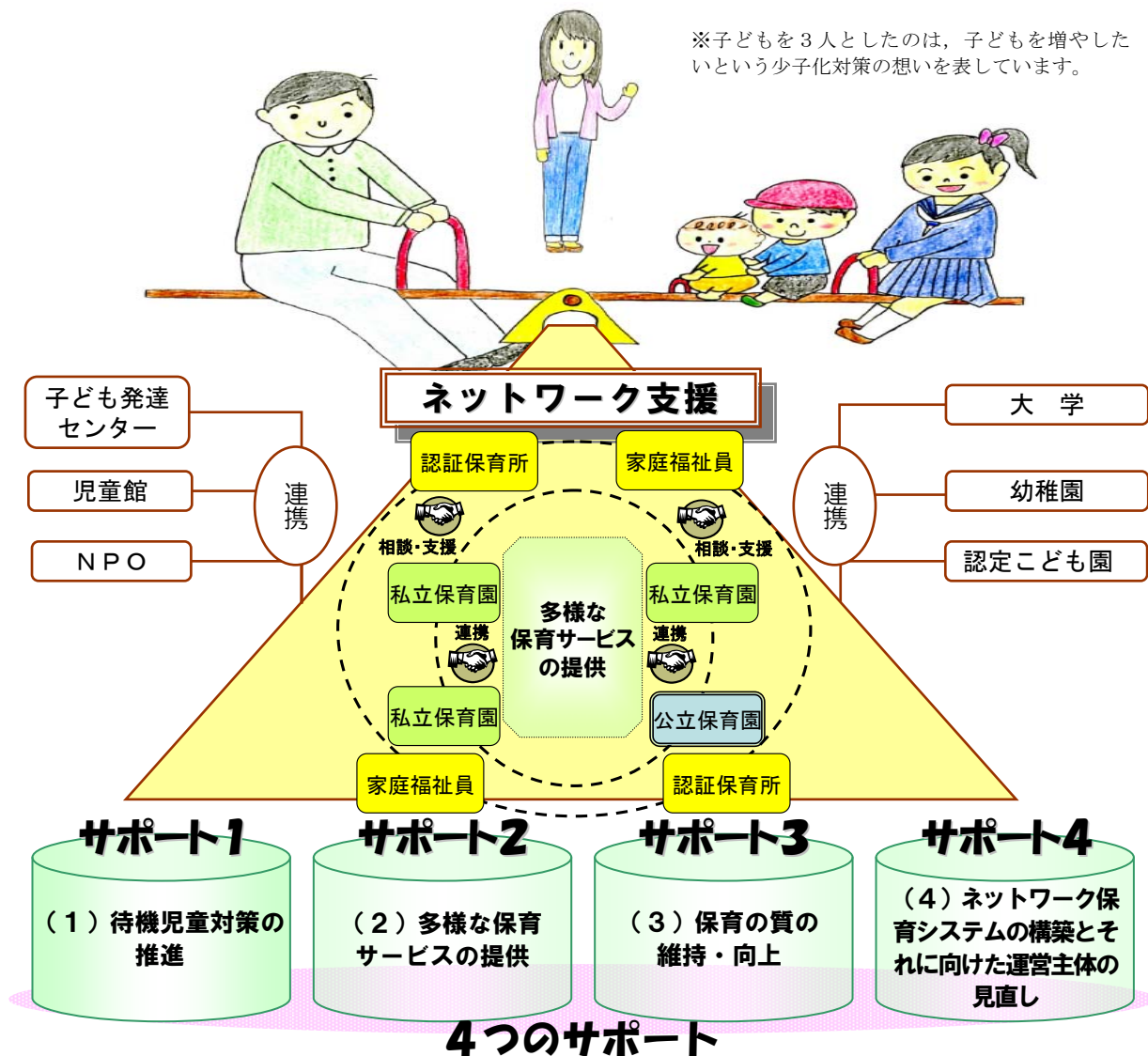


ネットワーク保育システム「C—SO（シーソー）」とは



児童遊具「シーソー」は、長い板の中心を支点にして板の両端に人が座り、交互に上下運動を繰り返して遊ぶものです。両端のバランスが取れていないと交互に上下する遊びの機能が発揮できません。調布市では、「シーソー」のように子どもとその家庭をバランス良く支援していく調布市独自のシステムを様々な運営主体や関係団体とネットワークを組みながら構築していきます。

図表 36 ネットワーク保育システム「C—SO（シーソー）」





3 4つのサポートとは

サポート1：待機児童対策の推進

調布市の平成23年4月の待機児童数は、前年同月に比べて若干減少しましたが、依然として200人を超える状況です。

調布市に住み保育を必要とするすべての子どもが保育サービスを受けることができ、保護者が安心して「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにするためには、十分な量のサービスが提供され、いつでも必要なときに保育園を利用できることが必要です。市では今後も保育園の整備等を行い、引き続き迅速な待機児童対策を進めます。

ア) 施策の方向性

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、地域と連携した「先取り型」の施設整備の推進と、定員拡充策として、柔軟な運用方法の検討を進めます。

都市部を中心に、施設の整備が保育ニーズの増加に追いつかない理由の一つに、宅地開発や大型マンション建設に伴う子育て世代の転入により、未就学児童数が増加し続けていることが挙げられます。

さらに、「認可保育園に預けることができれば、これから働きたい。」という保護者の就労意識が高まっていることが挙げられます。

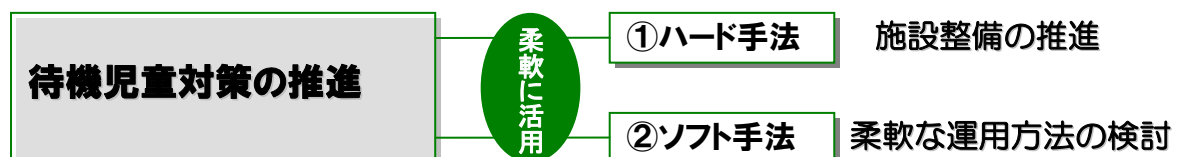
調布市では、今後も急激な少子化は考えにくく、社会的にも女性の就労が進むことが見込まれることから、保育に対するニーズはこれまで以上に高まることが予想されます。

また、「ワーク・ライフ・バランス」が求められる社会においては、調布市に住む子育て家庭が、安心して仕事と子育てを両立することができるよう、十分な量の保育サービスが提供されることが求められます。

ハード手法とソフト手法による柔軟なサービス量の確保 “より多く”

保育サービスの量的拡充手段としては、認可保育園を中心としたハード面における施設の整備があります。しかし、全国的には、今後は人口が減少していくことが見込まれており、調布市の将来人口推計においても、未就学児童数は減少していく見通しです。このため、施設の整備のみで量的拡充を推進した場合、将来、社会環境の変化等によって保育ニーズが減少した場合に、柔軟に対応することが難しくなってしまうことから、今後は、ハード面における施設の新規整備だけでなく、既存施設の有効活用や年齢別ニーズに即した定員運用等、ソフト面での手法をあわせて検討していきます。

図表 37 待機児童対策の推進における2つの手法





地域と連携した「先取り型」の待機児童対策の推進

“より早く”

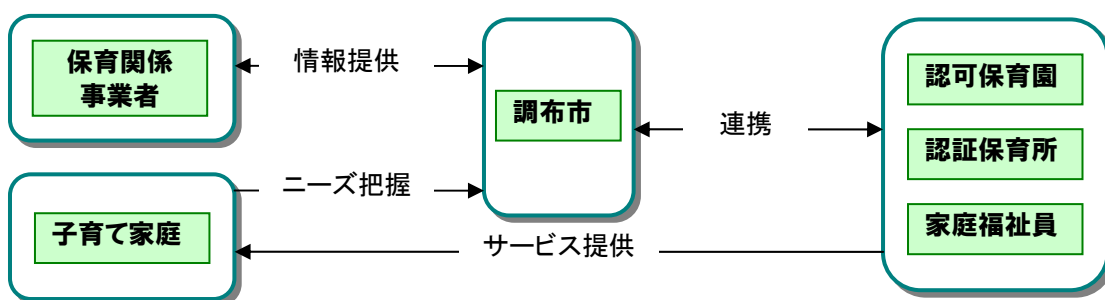
国では、待機児童対策として、平成22年10月、「待機児童ゼロ特命チーム」（以下「特命チーム」という。）が設置されました。特命チームでは、既成概念や既存のルールにとらわれない、効果的な施策を打ち出すため、待機児童の問題に意欲的に取り組む地方自治体等からのヒアリングを踏まえながら、同年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」という。）を取りまとめました。この「先取りプロジェクト」では、現状の待機児童の数を見て「後追い」で保育サービスを提供していくのではなく、潜在的な保育ニーズ量を見通しながら、「先取り」で計画的な待機児童対策を進めていくこととしています。

一方、調布市では、近年、大規模マンションの建設等により急激に人口が増加した地域において、保育施設の整備が十分に追いつかず、地域間で保育サービスの提供量に差が生じています。

市が、平成21年度に実施した「保育サービスと施設等に関する意識調査」でも、保育園・幼稚園に預ける際に最も重視されることとして「自宅に近いこと」が最も多く挙げられていることから、どの地域にお住まいの家庭にも、等しく十分な量の保育サービスが提供されることが求められます。

今後は、すべての子育て家庭に保育サービスを提供するためには、こうした地域ごとのニーズ量の変化に迅速に対応できるよう、社会福祉法人やNPO、企業、子育て支援団体、保育関係事業者等とも連携して、地域のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応していき、潜在的な保育ニーズ量を想定し、それに向けた計画的な「先取り型」の待機児童対策を検討します。

図表 38 「先取り型」の待機児童対策の推進





イ) 施策の内容

①ハード手法：施設整備の推進

認可保育園の整備

意識調査の結果によれば、今後整備して欲しい保育施設としては「認可保育園」が半数以上を占めています。認可保育園はこれまで、子育て支援及び就労支援としての中心的役割を果たしてきたことから、今後の量的拡充においても、認可保育園の整備を中心に推進していきます。

分園設置の推進

調布市の待機児童は、0歳から2歳の低年齢児のように、特定の年齢に多くみられます。認可保育園の新設には時間と費用がかかるため、こうしたニーズに対して迅速に対応しにくいのが課題です。

こうした特定のニーズに迅速に対応できる手段として、既存の認可保育園の分園設置が挙げられます。現在、調布市では、分園設置に対する補助制度がありますが、活用しやすい制度になるよう、制度の見直しを検討していきます。

東京都認証保育所の活用

東京都認証保育所は、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都独自の基準（認証基準）による都市型の保育所です。認可保育園のみでは十分に対応できないニーズに対応するために、認証保育所を活用していきます。

さらに今後は、認証保育所の利用者が認可保育園の園庭を使用できるようにする等、認証保育所と認可保育園との連携を推進し、認証保育所等も含めた調布市全体の保育環境の向上に取り組みます。

家庭福祉員の活用

調布市では、保育士資格等の有資格者である家庭福祉員が、家庭的な雰囲気の中で保育を実施する「家庭福祉員」制度があります。

家庭福祉員は、小規模で家庭的な雰囲気の中で保育を行える一方、規模が小さいため保育園に比べて受入人数が限られる他、家庭福祉員も休みがとりにくい等、改善すべき点があります。

家庭福祉員を、調布市における保育ニーズの担い手としてさらに活躍してもらうために、家庭福祉員と認可保育園との連携等、支援を充実させていきます。

グループ型保育¹³事業の活用

調布市が活用を進めている家庭福祉員は、主に自宅で保育を行うため、場所の制約があることが課題です。

今後は、空き店舗やマンションの1室を利用して、複数の家庭福祉員が共同で複数の子どもを預かる「グループ型保育事業」を実施することで、待機児童対策に役立てることを検討していきます。



事業所内保育施設の拡充推進

調布市では、保育園を設置できる土地が限られているといった課題があります。調布市内の事業者に対しては、事業所内保育所の設置を要請し、あわせて設置促進を図るための施策について検討していきます。

児童館等との連携整備

これからの調布市においては、保育園をはじめ、児童館や学童クラブ等を含めた子ども施設全体について、効果・効率的に再編成する必要があると考えています。将来を見据えた子ども施設全体のあり方を検討していきます。

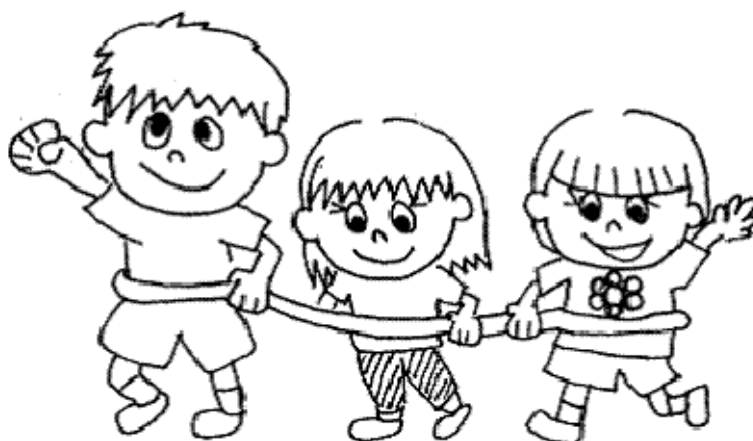
市公有地の活用

保育施設の量的拡充が進まない理由の一つに、土地の不足があります。今後は、待機児童問題が解決するまでの緊急策として、学校や公園等の市公有地に保育園を設置するといった、施設整備の推進についても検討していきます。

国や都の公有地情報の収集や不動産事業者等からの情報提供

調布市では、現在も転入等により人口が増加を続けています。特に大規模マンションの開発等、保育ニーズに大きく影響を与える変化を迅速に把握し、必要な対策をとることが求められます。

そのため、国や都の公有地情報を収集したり、不動産事業者等から情報提供を受けるなど、保育施設の設置に関する情報の照会を通じて、施設整備・誘致の推進をしていきます。





②ソフト手法：柔軟な運用方法の検討

施設定員の見直し

認可保育園では、低年齢児の定員に空きがない一方で、4歳児、5歳児の定員には空きがある場合があります。子どもの育ちに伴い、保育ニーズが変化することから、年齢別のニーズ量の変化に応じて柔軟に施設定員の見直しを進めます。

定員の弾力化

調布市では、認可定員を超えて児童を受け入れることができる「弾力化」を積極的に実施してきました。急激なニーズの変化に対して柔軟に対応できる手段として、今後も定員の弾力化を活用していきます。

待機児童対策のための入園選考制度の検討

現在の入園選考においては、既入園者が優先される傾向にあるため、0歳児に保育ニーズが集中する他、1歳児、2歳児の入園が困難な傾向にあります。

必要な家庭に、必要な保育サービスが提供されるよう、保育の実施指数等、入園選考制度の再検討を進めます。





サポート2：多様な保育サービスの提供

近年は保護者の就労が進み、保育園を利用されている家庭が増えるとともに、自宅で保育されている家庭や幼稚園を利用されている家庭においても保育の支援を求める声が多くなっています。

子どもの豊かな育ちを支えるとともに、子育て家庭の現状に即した「ワーク・ライフ・バランス」を支援するためには、それぞれの子どもの育ちに応じた、きめ細かい対応が求められています。こうしたことから、子育て家庭の状況に応じた多様な保育サービスを提供していきます。

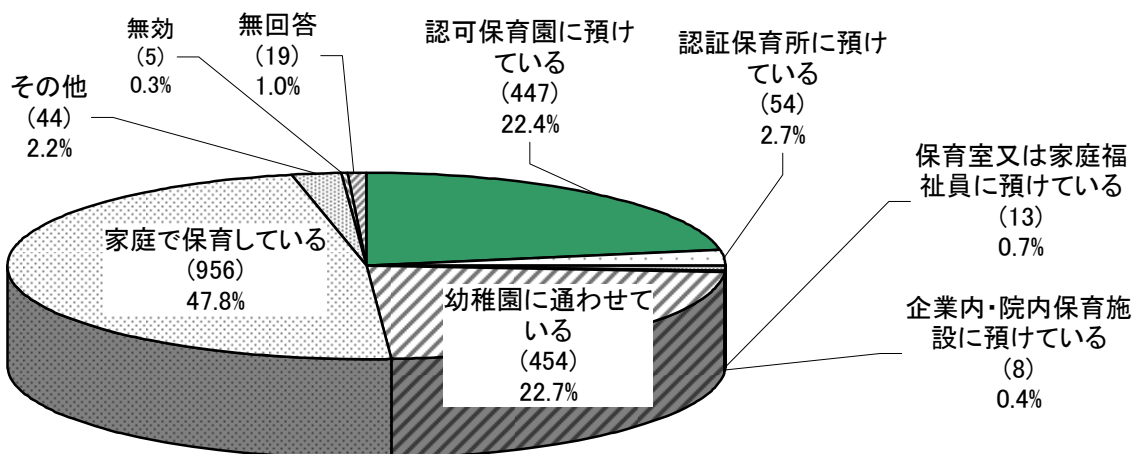
このため、保育士等をはじめとして、保育園に求められる専門スキルの確保を進めるとともに、さまざまな関係機関や団体との協働や連携を進めていきます。また、保育サービスの周知を図るため、積極的な情報提供を進めます。

ア) 施策の方向性

地域のすべての子どもに最適な保育サービスを提供するとともに、子育て家庭を支えるため、提供する保育サービスの多様化を推進します。

意識調査によれば、調布市には、認可保育園・認証保育所又は保育室・家庭福祉員を利用されている保護者が約26%、幼稚園を利用されている保護者が約23%、家庭で保育されている保護者が約48%となっています。これからの保育サービスは、それぞれの保護者の状況に応じて、それぞれのニーズに沿ったサービスが提供される必要があります。

図表 39 日中のお子さんの過ごし方



出典：保育サービスと施設等に関する意識調査

また、近年はうまく環境に適応できない等、特別な配慮が必要な子どもも増えています。こうした子どもの豊かな育ちを育むために、十分な支援・サービスの提供が求められています。

イ) 施策の内容

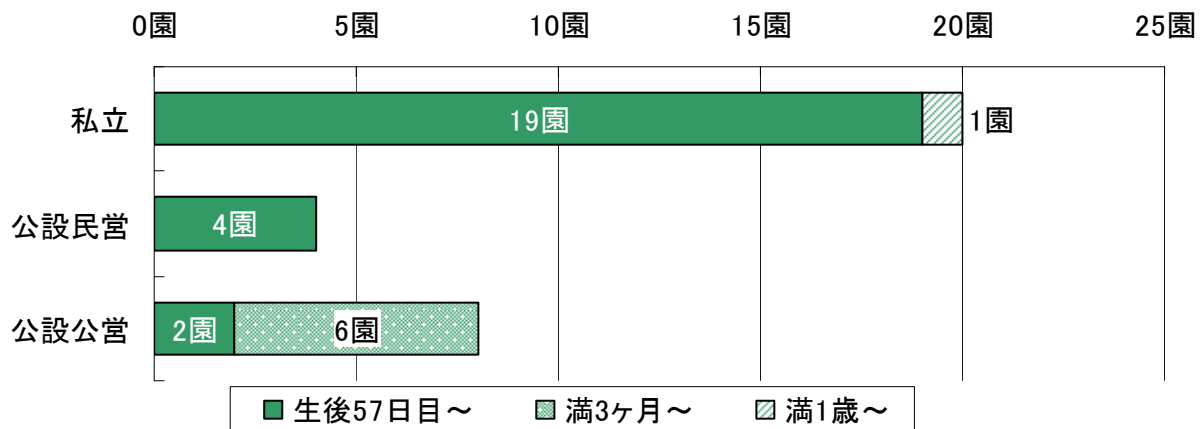
0歳児保育

調布市では、現在ほぼすべての認可保育園で0歳児から保育を行い、出産後早期に職場復帰したいと考えている女性を支援しています。

公設公営園では、生後57日目から受入れる0歳児保育実施については、2園にとどまっており、6園は、生後3ヶ月目からの受入れとなっています。一方、公設民営園及び私立園では、生後57日目から受入れる0歳児保育を24園が実施しています。

今後はすべての園で、生後57日目から受入れるよう検討をしていきます。

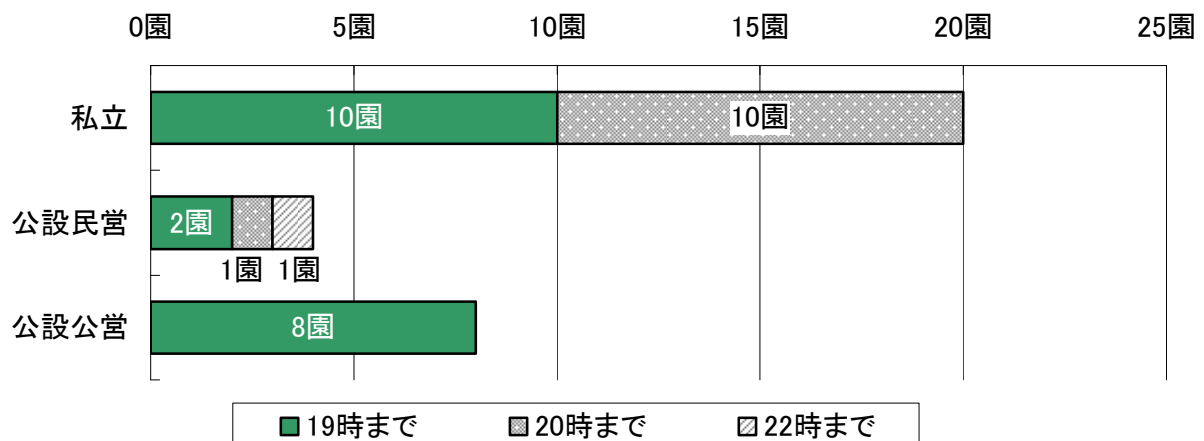
図表 40 0歳児保育の実施状況 (H24.4.1 現在)



延長保育

19時までの1時間の延長保育については全園で実施しており、20時以降までの2時間以上の延長保育については、公設民営園及び私立園の12園が実施しています。

図表 41 延長保育の実施状況 (H24.4.1 現在)



今後、保護者の勤務時間の長時間化や、時間差勤務のような就労時間の多様化が進むことも想定されることから、保護者のニーズに応じた保育時間の検討を進めます。



病児・病後児保育

調布市では、現在、2施設で病児・病後児保育を実施しています。

近年、NPO法人による、施設の設置を伴わない非施設型の病児・病後児保育サービスも普及してきており、サービス提供のあり方も多様化しています。

就労世帯における病児・病後児保育に対するニーズの高さを踏まえ、より使いやすい病児・病後児保育のあり方について、検討を進めます。

特別な配慮を要する子どもの保育

調布市の認可保育園では、集団保育が可能な障害児を保育しており、平成22年度では57人の障害児を保育しています。また、近年は、障害児の判定を受けた児童の他にも、集団生活にうまく適応できない児童等、特別な配慮を要する児童も増えてきています。

このため、児童の状況に応じた職員配置のあり方を考えるとともに、さらに障害児保育を市内すべての認可保育園で実施するよう検討し、認証保育所でも障害児を受け入れる環境づくりを支援します。また、障害児保育に関する専門課程を設けている大学と連携し、障害児保育に関する相談を行う等して、保育サービスの質の向上に取り組むことを検討します。

その他、調布市では「子ども発達センター」¹⁴において、心身の発達に関する相談事業、発達支援事業、療育のための通園事業等の、子どもの育ちと子育て家庭の支援を実施しています。市内のすべての児童が、現状に応じたふさわしい育ちの機会を得られるよう、子どもの状況に合った保育サービスの提供について、検討していきます。

休日保育・年末保育・24時間保育

調布市では、年末保育として12月29日から31日に、一部の園でお子さんをお預かりしています。

今後は、保護者の就労形態の多様化とともに、休日保育や24時間保育に対するニーズが高まることも予想されます。子育て家庭のニーズを踏まえながら、実施について検討していきます。

定期利用保育

調布市では、パートタイム勤務や資格取得のための通学等の理由により、複数月にわたって継続的な保育を必要とする方の児童をお預かりする「定期利用保育」を実施しています。

定期利用保育は、2施設で実施していますが、就労形態の多様化に伴い、さらにニーズが高まることも予想されることから、拡充の必要性について検討していきます。

一時預かり

調布市では、親と子からなる核家族世帯が増えていきます。このため、家庭で保育をされている世帯においても、祖父母等親族が同居していないため、親族に育児の悩みを相談したり、冠婚葬祭等のために一時的に子どもを預けることができない家庭が増えていきます。

市が実施した意識調査でも、保護者の急な用事に対応できる一時預かりに対するニーズは高くなっています。こうしたなか、認可保育園では、自宅で保育している家庭や幼



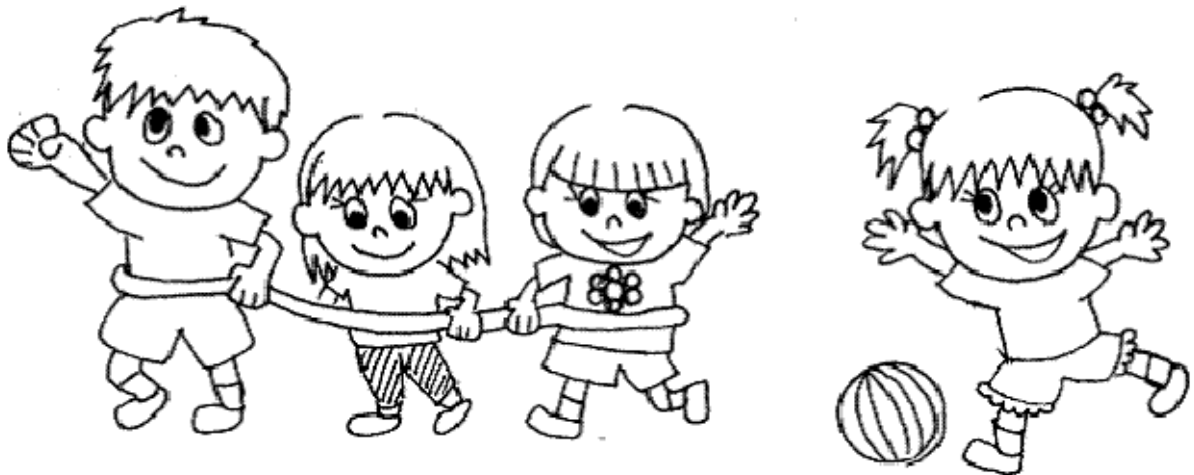
稚園を利用している家庭等子育て家庭に対する相談を実施する等、保育園を利用していない家庭に対する支援にも取り組んでいます。

一時預かりは現在、認可保育園10園で実施しており、そのうち公設公営園では3園で実施していますが、保育園の定員に空きがある場合に限り一時預かりを行う「都単独型」で実施しています。また、公設民営園及び私立園では7園が専用の保育室を設け、通常保育の定員に関係なく実施しています。

こうした保育園を利用していない家庭でも利用できる保育サービスは、必ずしも十分に認知されていない可能性もあることから、市からの情報提供を充実させるとともに、家庭のニーズを踏まえながら、拡充の必要性について、検討を進めます。

地域の子育て家庭の支援

調布市では、子育てに関する悩み・疑問等を抱えた子育て家庭が、認可保育園などの様々な場所で相談に応じることができる体制を構築することを目指します。例えば、母子手帳の交付と同時に、子育て全般に関する相談先となる「かかりつけ保育園」の導入を検討し、地域全体の子育てを支援していきます。





サポート3：保育の質の維持・向上

待機児童対策による保育施設の量的拡充を進める際には、調布市内のどの保育施設においても、一定水準の保育の質が保たれているよう、保育の質の維持・向上も同時に進めていく必要があります。調布市のすべての子どもが同じ水準の保育サービスを受けられるようにするためには、調布市全体で維持・向上を目指す「保育の質」を明確にし、共通理解を促進する仕組が求められます。

さらに、調布市が目指す「保育の質」に基づいて、保育士等の保育サービスに携わる主体が、自らの「保育の質」を継続的に評価し、維持・改善していく仕組を整え、「気づき」を得ながら日々の保育サービスの向上に活かしていきます。

調布市の目指す「保育の質」

保育所は、子どもの健全な心と体の発達を見守り、人と関わる力を養う人間形成の基礎となる生活の場です。また、子どもたちが安全にのびのびと過ごすことができる保育サービスを提供することで、保護者が安心して子どもを預けて働くことができる環境が整うものと考えます。

保育の専門性を持つ保育園職員と家庭との緊密な連携のもとに、「一人ひとりの子どもの状況、発達過程、意欲を踏まえて、『子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う』ことを目指して保育を実践し絶えず改善していくこと」を、本計画では「質の高い保育」と位置づけます。

子どもたちの最善の利益のために目指すべき具体的な保育の目標を保育所保育指針¹⁵では次のように位置づけています。調布市では、この保育所保育指針が、公立・私立を問わずすべての保育園が保育の質を考えるうえでの共通基盤であると考えています。

図表 42 保育所保育指針 保育の目標

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- 健康、安全等生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとする等、言葉の豊かさを養うこと。
- 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- 子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助にあたること。



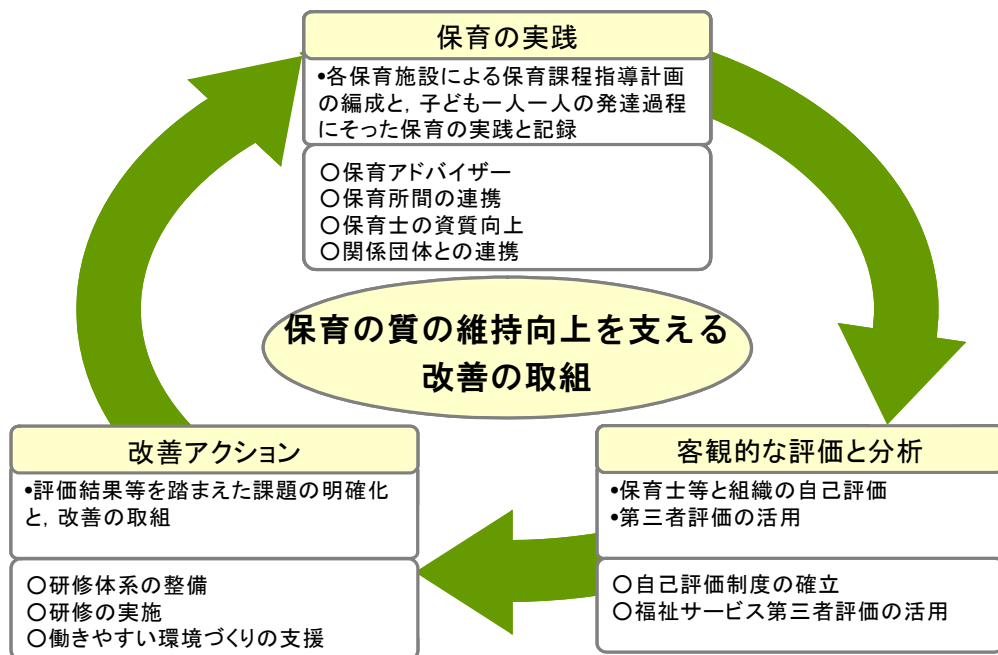
保育の質を継続的に維持・向上させていくために、それぞれの保育施設が保育の方針や計画を設定し、保育を実践し、自らの保育を振り返る仕組みが求められています。調布市では、すべての保育施設が子どもたちのためにそれぞれの創意工夫を図り、保育の機能と質の向上に努めることを支援します。

ア) 施策の方向性

すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう、保育の質を維持・向上させる仕組みづくりを進めます。

待機児童対策等、保育施設の量的拡充対策とともに、子どもの視点に立った保育の質の維持・向上を両立していくことが求められています。未来を担う子どもの最善の利益のために、調布市内のすべての保育施設が保育の質の向上に取り組むことができるよう、調布市では保育の質の維持・向上を支える継続的な改善活動を後押しするための施策を実施します。

図表 43 保育の質の向上と市の施策の位置づけ



保育の質の継続的改善のためには、各施設で実施される保育に対する評価と、それに関わる組織と人の資質向上が欠かせません。評価では、各保育施設が行う自己評価に加えて、第三者評価を活用し自らの保育を客観的に振り返ることで、自らの保育所の良い点と改善すべき点を明らかにすることができます。組織と人の資質向上では、評価の中で明確になった課題の改善に取り組みます。次年度の計画で、前年の評価や改善の取組を踏まえることで、保育士の専門性の向上とともに保育所全体の保育の質を図っていきます。

調布市では質の向上を支援する具体的な施策として、（１）保育士等の資質向上、（２）サービス評価制度の活用、（３）関係団体との連携、に関連する施策を実施します。



イ) 施策の内容

保育士等の資質向上

・保育士等の質の向上のための研修事業

保育士の資質向上に資する研修の充実を図るために、子ども・子育て新システム等の国の新たな施策に基づく、保育士の資質向上のための研修体系の整備をします。保育士等のニーズの高いテーマについて、すべての保育施設を対象とした合同研修等を実施します。

・保育士の働きやすい環境づくりの支援（現場業務の改善等）

保育士等の働きやすい環境づくりの支援により、保育士等の日常の保育実践にゆとりが生まれることによって、保育内容の充実のほか、研修参加の時間の確保や、保育士等の定着率の向上により、保育士等の資質の向上がもたらされると期待されます。調布市では、業務マニュアルの整備を行う等、保育士の業務改善に取り組みます。

・保育アドバイザー¹⁶の拡充

日常的な保育の実践を側面から支えるため、調布市では、保育アドバイザーによる各保育施設の巡回と相談による支援を行ってきました。保育アドバイザーを増員し、現在の認可外保育施設（認証保育所及び家庭福祉員）に加えて新規に開設した私立認可保育園等への支援拡大を検討します。





サービスの評価制度の活用

・保育サービスの自己評価の確立

自己評価は、保育施設がそれぞれの保育理念や方針に基づき、日々の保育の実践を個人と組織のレベルで振り返り、意見交換を通じて、主体的に取り組むことが望まれます。調布市では、まず公立保育園において自己評価の仕組みを確立します。その後、合同研修や保育アドバイザー等を通じて、自己評価に取り組む保育施設の支援を行います。

・福祉サービス第三者評価¹⁷の活用

外部評価である第三者評価を受けることで、保育所に関わる保護者や地域に対する説明責任をより一層果たすことにつながります。また、評価結果を活用し、自らの保育を客観的に振り返ることで、自らの保育所の良い点と改善すべき点を明らかにすることができます。第三者評価で課題となった項目を、自己評価の観点に含めることで、保育の質の維持・向上を支える改善の取組が強化されます。調布市では、福祉サービス第三者評価を受審する保育施設に対する審査費用の助成を行い、すべての保育施設が第三者評価を活用することを支援します。また、第三者評価の中に調布市独自の評価項目を検討します。

関係団体との連携

保育に対するニーズの広がりや多様化に対応していくためには、市が中心となって多様な保育サービスの提供を積極的に推進していくとともに、大学やNPO等とも連携し、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

・大学と連携した保育サービス等の質の向上

地域の保育士養成課程を有する大学と連携し、日常の保育実践に加えて、障害児保育、特別な配慮を要する子どもの保育等の専門的なテーマについての研修や意見交換会を実施します。

・幼保小連携検討会議の活用

幼保小連携検討会議の活用により、保育園、幼稚園及び小学校の関係者間の情報交換を通じて、子どもたちが小学校生活に円滑に移行できるよう、途切れのない連携を展開していきます。



サポート4：ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」の構築とそれに向けた運営主体の見直し

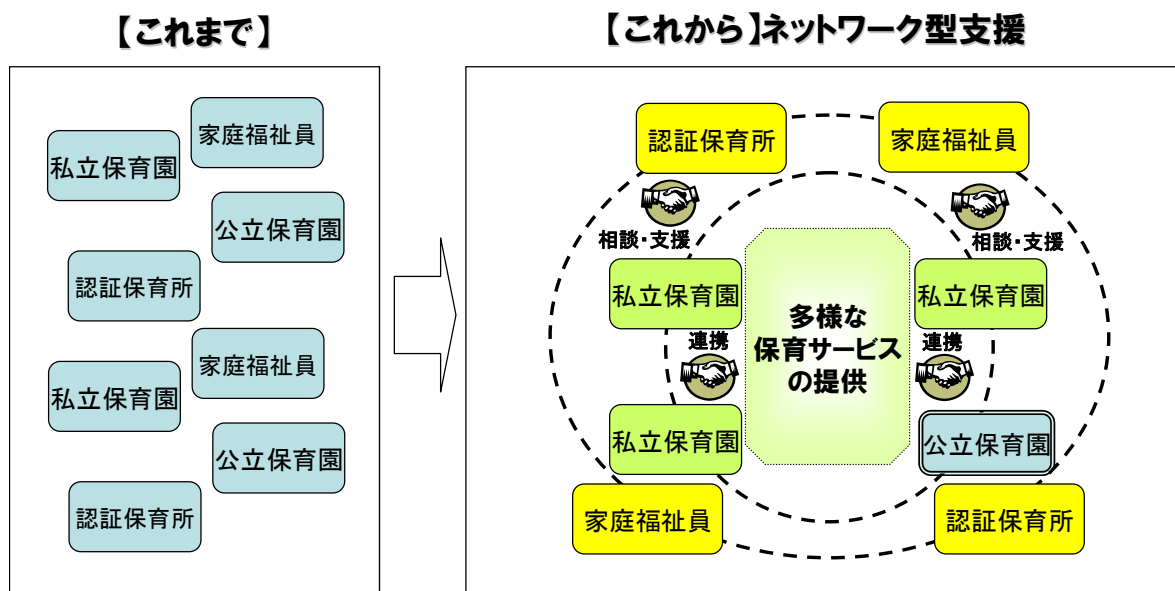
ア) 施策の方向性

ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」の構築により、あらゆる子育て支援施設の連携強化を図るとともに、行政の役割を明確化し、効率的な保育所運営を目指します。

近年の社会環境の変化，保育サービスに対するニーズの多様化を踏まえると，これからの調布市では，待機児童対策としての「量の拡充」と，子どもの健やかな成長と保護者の就労等を支援する「多様な保育サービスの提供」を進めていくことが必要です。また，「量の拡充」や「多様な保育サービスの提供」が，保育の質の低下を招くものであってはならず，「保育の質の維持・向上」が同時に求められます。

しかしその一方で，調布市の市税収入等にも限りがあることから，限られた財源を有効活用し，保育に熱意のある様々な主体が保育を支えていくとともに，大学，NPO等，保育サービスに関わる諸団体等とも連携しながら，市全体の保育サービス水準を向上させる調布市独自の仕組み＝ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」を構築していきます。

図表 44 多様な運営主体のネットワークによる保育の展開





イ) 施策の内容

ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」における行政の役割の明確

ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」を展開していく中で、市は次のような役割を果たしていきます。

・待機児童対策

調布市のすべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、地域や多様な保育主体と連携しながら、誰もが必要な時に入れる保育園を目指した待機児童対策を進めていきます。

・保育全体の質の維持・向上

保育の質を維持・向上させる仕組として「自己評価」や「第三者評価」等の評価制度があります。それぞれの評価制度のよい点を活かしつつ、調布市のすべての保育施設で評価制度が活用されるよう、保育士自らが保育現場での実践の中で気づきを得て、改善活動に取り組めるような「評価」の仕組づくりを支援していきます。

・財政支援と財源確保

国や東京都は、社会全体で子育てを支えるために、保育を必要とする人が誰でも、適切な保育サービスを受けられるように、保育園等の整備を促進していくとしています。

調布市としても、増加する保育ニーズに対応していくため、引き続き国や東京都の補助金を有効に活用しながら私立保育園の新設誘致を推し進めるとともに、国や東京都に対して、私立保育園の運営をさらに安定させるために、現状の補助金対象事業の拡大等を要望していきます。

・保育料負担の公平化

現在、市では、保育料負担の公平を図るため、認証保育所等を利用している家庭に対して保育料を助成しています。今後は、更なる負担の公平を図るため、助成の効果を検証するとともに、認可保育園の保育料のあり方について検討します。

・ネットワークの継ぎ役と推進

地域や多様な保育主体が連携を取り、幅広い子ども・子育てのネットワーク支援を展開していく必要がある中で、市は「コーディネーター役」として、ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」を推進していきます。

・子ども関連施設の危機管理体制の強化

保育園、児童館、学童クラブ等の子ども施設における危機管理については、東日本大震災における経験を踏まえ、いつ発生してもおかしくないと言われている首都直下型地震に備えるとともに、大型台風等の災害に対しても備えを万全にしておくため、保護者との連絡体制の整備や、市と各施設との情報伝達手段の構築を行っていく必要があります。

そのため、市では、子ども関連施設に関する災害時緊急対応マニュアルを一層充実させ、危機管理体制の強化を図ります。



私立保育園の拡充と公立保育園の運営主体の見直し

全国的な生産年齢人口の落ち込みや市税収入の落ち込みが予想される中、保育園の運営経費についても、効果・効率性の観点から見直す必要があります。

また、ネットワーク保育システム「C-SO（シーソー）」を構築し、本計画の柱である「待機児童対策の推進」、「多様な保育サービスの提供」、「保育の質の維持・向上」を実現するためには、限られた財源の中で、効率的な運営をしていく必要があります。

全国的に民間活力の活用が推進されている中で、調布市でも、これまで民営保育園が公営保育園より先行して、多様な保育サービスを提供するとともに、安定した運営を行ってきました。今後も、積極的に民間活力を活用し、保育サービスの充実と効率的な保育所運営のため、運営主体の見直しを検討していきます。

調布市の私立保育園は、これまで定員の弾力化や様々な保育サービスを先行実施する等、中心的役割を果たしてきました。今後もその役割は欠かすことができず、新しい形態の認証保育所や家庭福祉員等多様な運営主体で、市民ニーズに迅速・的確に対応しながら、調布市の保育を推進していくことが重要です。一方、公立保育園は、先の東日本大震災時の経験を踏まえ、「緊急時休日保育」や「緊急時の食料・資材の備蓄」等を担うとともに、民間保育所等の支援を行うための運営手法の検証ができる園が必要です。

調布市では、現在12園ある公立保育園の中から、こうした役割を果たせる保育園を4園程度に限定して、運営主体の見直しを進めていきます。

なお、公立保育園の運営主体の見直しは、本計画の計画年度（平成24年度～平成30年度）内にすべて完了するものではなく、対象園や見直し年度等については、別途、個別計画を策定する中で検討していきます。

図表 45 認可保育園運営主体別市負担額比較（定員100人の認可保育園を想定）

（単位：千円）

運営主体	運営形態	公設公営	公設民営		民設民営	
	運営主体	市	社会福祉法人	企業	社会福祉法人	企業
	施設設置者	市	市	市	民	民
歳入	国・都負担金				30,180	30,180
	保育料	19,720	19,720	19,720	19,720	19,720
	子育て推進交付金等	20,670	20,670	20,670	23,750	23,750
	合計	40,390	40,390	40,390	73,650	73,650
歳出	国基準（運営費）	206,110	78,910	78,910	78,910	78,910
	都基準（運営費）		43,530	0	43,530	0
	市基準（運営費）		33,340	23,540	29,020	29,020
	合計	206,110	155,780	102,450	151,460	107,930
市負担額（歳入－歳出）		165,720	115,390	62,060	77,810	34,280

注：定員100人（0歳児：6人，1歳児：10人，2歳児：17人，3歳児：20人，4歳児：23人，5歳児：24人），延長保育1時間，一時保育実施なしとする前提条件を以て試算

第4章 計画の推進に向けて

1 計画期間中の推計事業量

「調布っ子すこやかプラン」を踏まえ、本計画期間中における推計事業量を、以下のように設定しました。

この事業量は、国が「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）にて示した、潜在的な保育需要量（保育を必要とする子どもの数）を勘案した施設整備率35%（平成26年度）、及び44%（平成29年度）をもとに推計したものです。

保育サービスの量的拡充は、最終的には待機児童数をゼロとすることが目標であり、今後は、将来のニーズ予測を踏まえ、平成25年度を初年度とする次期調布市基本計画において、必要な整備率等の目標を定め、達成に向けて全力で取り組みます。

図表 46 主要な推計事業量

	単位	H23 実績	H26	H30
通常保育事業 (認可保育園・認証保 育所・家庭福祉員)	定員(人)	3,559	4,143	4,473
	整備率(%)	30.6	35.0	44.0
	か所	59	67	70
延長保育事業	定員(人)	3,029	3,544	3,874
	か所	34	40	43
病児・病後児保育	定員(人)	8	8	12
	か所	2	2	3
一時預かり (保育所型)	定員(人)	46	76	91
	か所	7	13	16





なお、平成24年度の施設整備計画では、第4地域と第7地域に私立認可保育園を2園誘致し、平成25年4月の開設により180人の定員増を予定しています。

前述の推計事業量にもとづく年次ごとの施設整備は図表7のようになりますが、具体的な施設整備計画については、次期調布市基本計画において策定していきます。

図表 47 認可保育園等の誘致（前述の推計事業量にもとづく平成24年度以降の施設整備）

整備年度	開設時期	地域	種別	定員
平成24年度	平成25年4月	第7	認可	90人
	平成25年4月	第4	認可	90人
	平成25年4月	第1	グループ型	15人
平成25年度	平成26年4月	第2	認可	80人
	平成26年4月	第9	認可	80人
	平成26年4月	第1	認証	54人
平成26年度	平成27年4月	第3	認可	90人
	平成27年4月	第8	認可	85人
平成27年度	平成28年4月	第7	認可	100人
平成28年度	平成29年4月	第6	認可	150人
平成29年度	平成30年4月	第2	認可	80人

図表 48 調布市の地域区分



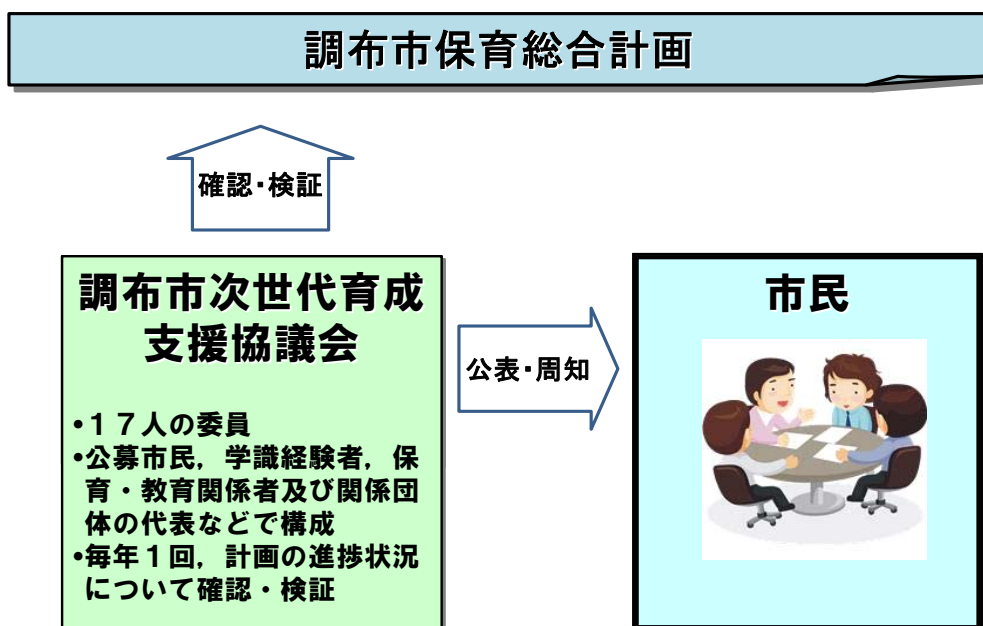


2 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況は、毎年度次世代育成支援協議会に報告し、定期的に確認・検証を行っていきます。

次世代育成支援協議会による検証を通じて、制度や社会環境等の変化を適宜計画の実施に反映させていくとともに、計画に基づいた市の取組を市民に公表・周知していきます。

図表 49 計画の確認・検証体制

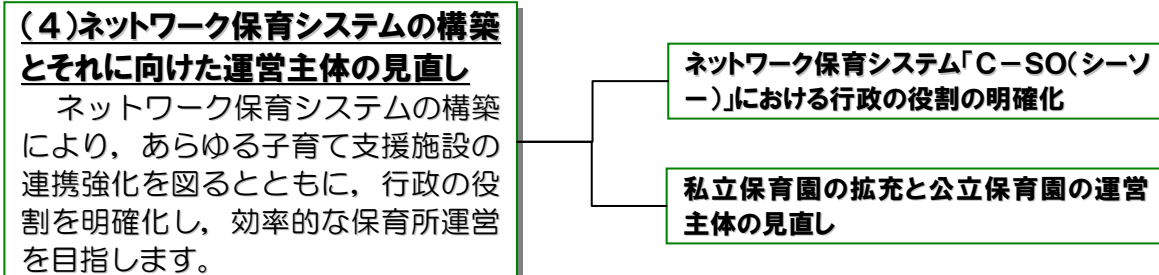
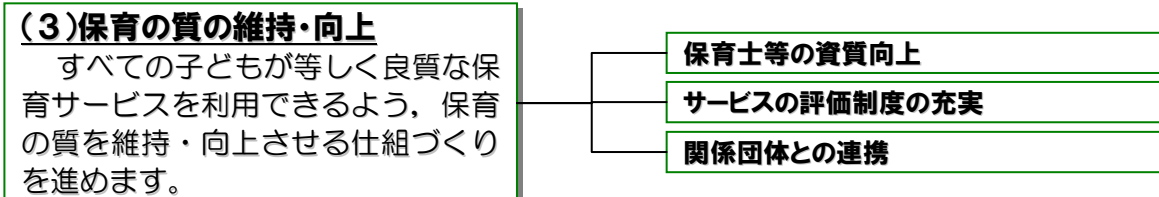
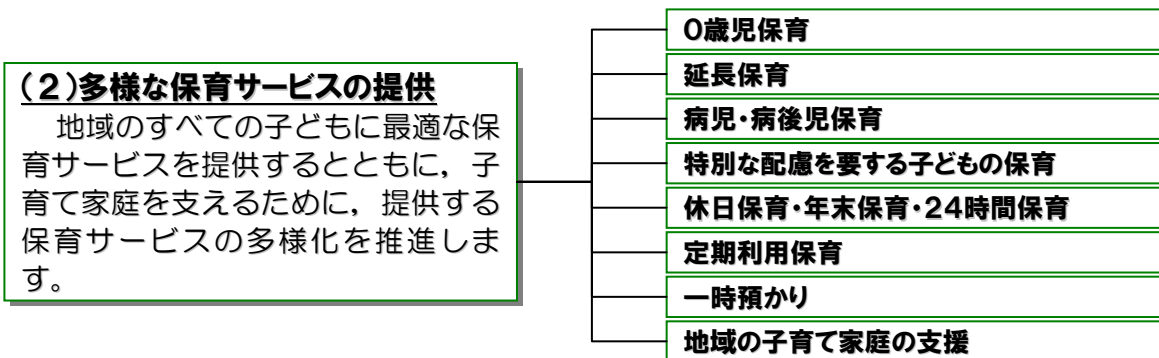
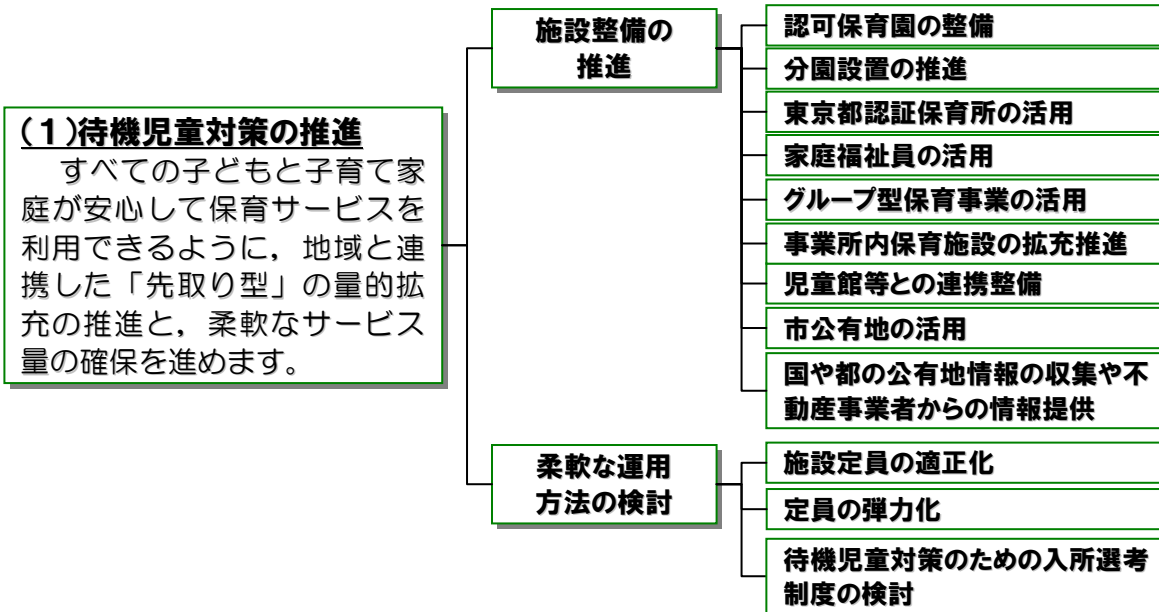


次世代育成支援協議会とは、調布市子ども条例（以下「条例」という。）第21条の規定により、子どもとその家庭への支援のあり方について広く市民等の意見を聴取し、その意見を次世代育成支援施策に反映させるとともに、同施策を効果的に推進し、併せて条例第19条に規定する関係機関とのネットワークを構築するため、設置された協議会です。



資料編

(1) 4つのサポートの全体像





(2) 調布市子ども条例（平成17年調布市条例第2号）

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 人権の尊重（第4条）
 - 第3章 子どもとその家庭への支援（第5条－第12条）
 - 第4章 協働の取組（第13条－第17条）
 - 第5章 計画の推進（第18条・第19条）
 - 第6章 雑則（第20条－第22条）
- 附則

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」，「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

（子どもの定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

（基本理念）

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

（人権の尊重）

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。

3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。

6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

(子育て家庭への支援)

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

(子どもの相談体制の充実)



第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

(地域の資源の活用)

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第4章 協働の取組

(家庭の役割)

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にするよう努めなければならない。

2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第14条 学校等は、集団生活をとおして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達にに応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。

3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

(地域の役割)

第15条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。

3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。

4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

(事業主の役割)

第16条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮する

とともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

(市の役割)

第17条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第5章 計画の推進

(行動計画の策定等)

第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

(ネットワークの構築)

第19条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第6章 雑則

(広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。



(3) 調布市保育計画策定検討委員会の開催状況

	日程	内容
第1回	平成23年 12/16(金)	<p>○保育環境の動向 国・都の動向。</p> <p>○調布市における保育サービスの現状 調布市の人口推計, 待機児童の状況, 施設整備状況, 保育サービスの現状と調査からみる市民ニーズ説明。他市との比較。</p>
第2回	平成24年 1/13(金)	<p>○保護者の就労支援(子育て)支援サービスについて 延長保育, 障害児保育, 休日保育, 年末保育, 一時預かり・定期利用保育, 病児・病後児保育, 産休明け保育等の保育サービス拡充について平成30年度までの数値の指標化を検討。</p>
第3回	平成24年 1/24(火)	<p>○保護者の就労支援(子育て支援サービス)について 1/13の続き</p> <p>○保育サービスの量的拡充について 待機児童解消に向けた施設整備の検討。平成30年度までの具体的な目標値の検討。</p>
第4回	平成24年 2/14(火)	<p>○保育サービスの量的拡充について 2/14の続き</p> <p>○調布市保育総合計画構成案について 保育計画構成案と概要の確認</p> <p>○調布市の保育事業のあり方について より効率的な保育園運営を行うため公立保育園のあり方を検証。</p>
第5回	平成24年 2/28(火)	<p>○ネットワーク型保育所の構築に向けて ネットワーク型保育所の内容・効果, 公立保育園の役割の見直しについて検証。</p> <p>○計画の評価・検証体制 次世代育成支援協議会による保育総合計画の評価・検証体制について説明。</p>
第6回	平成24年 3/13(火)	<p>○公立保育園の配置のあり方について 公立保育園の配置の考え方について意見交換。</p> <p>○今までの委員会での議論のまとめ 検討内容を元に作成したまとめの内容確認及び調整。</p>
第7回	平成24年 6/12(火)	<p>○パブリック・コメントの実施結果について パブリック・コメントの実施結果を参考に, 素案に対する意見交換。</p>

(4) 調布市保育計画策定検討委員会要領

平成23年11月2日制定
 平成23年12月9日一部改正
 平成24年4月2日一部改正

第1 目的

調布市保育計画を策定するに当たり、調布市保育計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 定義

この要領において「調布市保育計画」（以下「保育計画」という。）とは、今後の保育行政全体の指針となる行政計画であり、上位計画である総合計画の実現を図るために策定するものをいう。かつ、児童福祉法第56条の8の規定に基づく「市町村保育計画」を兼ねるものでもある。

第3 所掌事務

委員会は保育計画の策定について、市長に進言し又は、報告するものとする。

第4 組織

委員会は、市長が依頼又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市保育園協会会員
- (3) 次世代育成支援協議会会員
- (4) 保育園父母の会連絡協議会会員
- (5) 子ども生活部子ども政策課長
- (6) 福祉健康部障害福祉課長
- (7) 公立保育園長
- (8) 公立保育園職員
- (9) 教育部指導室統括指導主事
- (10) 公募市民 3人以内

第5 任期

委員の任期は、市長が依頼又は任命した日から市長が保育計画を策定した日までとする。

第6 服務

委員は非常勤とする。

第7 報酬等

委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）に定めるところによる。

第8 会長及び副会長

委員会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第9 招集

委員会は、会長が招集する。

第10 定足数及び表決数

委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第11 代理の委員の禁止



委員は、代理の委員を立てることができない。

第12 意見の聴取

会長は、専門的知見が必要と認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第13 会議の公開

委員会は、これを公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めたときは、この限りではない。

2 会長は、あらかじめ設けた傍聴席が満席になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、または、拒絶することができる。

3 会長は、委員会の進行上支障があると認めたときは、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

第14 庶務

委員会の庶務は、子ども生活部子ども政策課において処理する。

第15 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月2日から施行する。

この要領は、平成23年12月9日から施行する。

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

(5) 用語集

- ¹**待機児童**：認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数から認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにも関わらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童。
- ²**次世代育成支援対策推進法**：地方公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定める。平成15年7月制定。平成26年度までの時限立法。
- ³**未就学児童**：小学校に就学する年齢に満たない、0歳から5歳までの児童のことを指す。
- ⁴**出産年齢人口**：15歳から49歳までの女性のこと。
- ⁵**認可保育園**：児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。
- ⁶**認可外保育施設**：都道府県知事による認可は受けていない、認可保育園以外の保育施設のこと。
- ⁷**保育園分園**：本体となる保育園とは離れているものの、一体的に運営される小規模の保育施設のこと。
- ⁸**定員の弾力化**：一定条件の下で、認可定員を超えて児童を受け入れること。
- ⁹**整備率**：未就学児童数に占める、全保育施設の定員数の割合のこと。整備率（％）＝全保育施設の定員数÷未就学児童数×100
- ¹⁰**多摩地域**：東京都内の市区町村のうち、特別区23区及び島しょ地域に位置する町村を除く30市町村のこと。
- ¹¹**保育園費・保育園運営費**：認可保育園及び認可外保育施設の運営に要する費用のこと。建設等、施設の設置に要する費用は除く。
- ¹²**ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と仕事以外との生活の調和。」一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても多様な生き方（子育て・介護・地域活動等）を実現すること。
- ¹³**グループ型保育**：複数の家庭福祉員が共同で保育できる事業のこと。
- ¹⁴**子ども発達センター**：「調布市子ども条例」の理念を基に、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施設。
- ¹⁵**保育所保育指針**：厚生労働省が告示する、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの。
- ¹⁶**保育アドバイザー**：認証保育所及び家庭福祉員に対する相談、指導を行うアドバイザーのこと。



¹⁷福祉サービス第三者評価：東京都が制度として設けている、福祉サービス提供事業者を評価する仕組み。利用者へのアンケート等による「利用者調査」と、事業者の自己評価等による「事業評価」の2つの評価手法を用いる。評価機関による評価結果は、事業者の同意のもと、「とうきょう福祉ナビゲーション」を通じて公表される。

登録番号
(刊行物番号)

2012-74

調布市保育総合計画

(平成24年度～平成30年度)

発行日 平成24年6月

発行 調布市子ども生活部子ども政策課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7757 Fax 042-499-6101

E-mail kodomo@w2.city.chofu.tokyo.jp

URL <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>
